

平成22年3月 4日 開会
平成22年3月26日 閉会
(定例第3回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第50号

平成22年第3回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成22年3月1日

大山町長 森田 増範

1 日 時 平成22年3月4日 午前10時

2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

竹 口 大 紀

大 森 正 治

野 口 昌 作

近 藤 大 介

吉 原 美智恵

諸 遊 壤 司

小 原 力 三

椎 木 学

西 山 富三郎

米 本 隆 記

杉 谷 洋 一

池 田 満 正

西 尾 寿 博

岩 井 美保子

足 立 敏 雄

岡 田 聰

鹿 島 功

野 口 俊 明

○応招しなかった議員

なし

第 3 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 日)

平成 2 2 年 3 月 4 日 (木曜日)

議 事 日 程

平成 2 2 年 3 月 4 日 午前 1 0 時 開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸 般 の 報 告

日程第 4 施政方針の説明

日程第 5 議案第 17 号 大山町農産物処理加工施設条例の制定について

日程第 6 議案第 18 号 大山町若者向け住宅条例の制定について

日程第 7 議案第 19 号 大山町行財政改革審議会条例の制定について

日程第 8 議案第 20 号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 21 号 大山町課設置条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 22 号 大山町身体障害者、知的障害者及び精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 23 号 大山町障害者通所・通院費助成金交付条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 24 号 大山町消防団条例の一部を改正する条例について

日程第 13 議案第 25 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 14 議案第 26 号 大山町立ふるさとフォーラムなかやま条例の一部を改正する条例について

日程第 15 議案第 27 号 大山町立学校設置条例の一部を改正する条例について

日程第 16 議案第 28 号 工事請負変更契約の締結について (御来屋漁港整備工事)

日程第 17 議案第 29 号 平成 22 年度大山町一般会計予算

日程第 18 議案第 30 号 平成 22 年度大山町土地取得特別会計予算

日程第 19 議案第 31 号 平成 22 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

日程第 20 議案第 32 号 平成 22 年度大山町開拓専用水道特別会計予算

日程第 21 議案第 33 号 平成 22 年度大山町地域休養施設特別会計予算

日程第 22 議案第 34 号 平成 22 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算

- 日程第 23 議案第 35 号 平成 22 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 36 号 平成 22 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 25 議案第 37 号 平成 22 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 26 議案第 38 号 平成 22 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 27 議案第 39 号 平成 22 年度大山町老人保健特別会計予算
- 日程第 28 議案第 40 号 平成 22 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 29 議案第 41 号 平成 22 年度大山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 42 号 平成 22 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 43 号 平成 22 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 44 号 平成 22 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 45 号 平成 22 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 46 号 平成 22 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 35 議案第 47 号 平成 22 年度大山町情報通信事業特別会計予算
- 日程第 36 議案第 48 号 平成 22 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 37 議案第 49 号 平成 22 年度大山町索道事業会計予算
- 日程第 38 議案第 50 号 平成 21 年度大山町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日程第 39 議案第 51 号 平成 21 年度大山町土地取得特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 40 議案第 52 号 平成 21 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 41 議案第 53 号 平成 21 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 42 議案第 54 号 平成 21 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 43 議案第 55 号 平成 21 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 44 議案第 56 号 平成 21 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 45 議案第 57 号 平成 21 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 46 議案第 58 号 平成 21 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 47 議案第 59 号 平成 21 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 48 議案第 60 号 平成 21 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 49 議案第 61 号 平成 21 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 50 議案第 62 号 平成 21 年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 51 議案第 63 号 平成 21 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 52 議案第 64 号 平成 21 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算 (第 3 号)

- 日程第 53 議案第 65 号 平成 21 年度大山町水道事業会計補正予算（第 5 号）
 日程第 54 議案第 66 号 平成 21 年度大山町索道事業会計補正予算（第 1 号）
 日程第 55 議案第 67 号 大山町長等の給料の特例に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1 番 竹 口 大 紀	2 番 米 本 隆 記
3 番 大 森 正 治	4 番 杉 谷 洋 一
5 番 野 口 昌 作	6 番 池 田 満 正
7 番 近 藤 大 介	8 番 西 尾 寿 博
9 番 吉 原 美 智 恵	10 番 岩 井 美 保 子
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 椎 木 学	16 番 鹿 島 功
17 番 西 山 富 三 郎	18 番 野 口 俊 明

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 柏 尾 正 樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森 田 増 範	教育長 …………… 山 根 浩
副町長 …………… 小 西 正 記	総務課長 …………… 田 中 豊
企画情報課長 …………… 野 間 一 成	住民生活課長 …………… 小 西 広 子
税務課長 …………… 中 田 豊 三	建設課長 …………… 押 村 彰 文
農林水産課長 …………… 池 本 義 親	水道課長 …………… 船 田 晴 夫
福祉保健課長 …………… 戸 野 隆 弘	人権推進課長 …………… 近 藤 照 秋
観光商工課長 …………… 小 谷 正 寿	大山振興課長 …………… 福 留 弘 明
診療所事務局長 …………… 斎 藤 淳	地籍調査課長 …………… 種 田 順 治
教育次長 …………… 狩 野 実	学校教育課長 …………… 林 原 幸 雄
社会教育課長 …………… 手 島 千 津 夫	幼児教育課長 …………… 高 木 佐 奈 江
農業委員会事務局長 …………… 高 見 晴 美	代表監査委員 …………… 松 本 正 博

会計管理者……………坂田 修
大山支所総合窓口課長…麴谷 昭久

中山支所総合窓口課長…山下 一郎

午前 10 時 00 分 開会

○局長（諸遊雅照君） みなさんおはようございます。互礼を行います。一同起立。礼。着席。

○議長（野口俊明君） ただいまの出席議員は 18 人です。定足数に達しておりますので、平成 22 年第 3 回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（野口俊明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定によって、5 番 野口昌作君、6 番 池田満正君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（野口俊明君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 26 日までの 23 日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 26 日までの 23 日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告について

○議長（野口俊明君） 日程第 3、諸般の報告を行います。監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局にありますので閲覧してください。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配付いたしました「陳情文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

12 月定例会において可決された意見書は、12 月 25 日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に、町長から政務報告及び地方自治法第 181 条第 1 項の規定に基づく「議会の委

任による専決処分事項の報告」の2件の報告の申出があります。これを許します。町長森田増範君。

○町長（森田増範君） おはようございます。本日から26日まで長い会期でございます。たくさんの議案審議どうぞよろしくお願い申し上げます。

政務報告に当たりまして、その前にごみ袋販売代金紛失事件につきまして、町民の皆様にお詫びと再発防止、そして町民の皆さまへの信頼回復に向けた取り組みについて述べさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

大山支所総合窓口課で発生をいたしましたごみ袋販売代金紛失事件につきまして、先に町民の皆さまにお詫びと公表につきましてのお知らせを届けさせていただいたところでございます。改めましてこの場をお借りいたしまして、町民の皆さま、そして議員の皆さまに多大なご迷惑とそしてご心配をお掛けいたしましたことにつきまして、心よりお詫びを申し述べさせていただきたいと思っております。

そして2度とこのような事件が起きないように再発防止及び町民の皆さまへの信頼回復に向けた取り組みを進めております、その状況につきまして申し述べさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

内部調査で事件解明を進めておりましたけれども、その解明の道筋が見えません。司法に真相究明を委ね、そして現在も捜査中でございます。公表後におきましても副町長を委員長とする再発防止、そして信頼を回復するための対策委員会を集中して開催し、検討を進め、職員一人ひとりが自覚をして次の取り組みを具体的に進めることと決めたところでございます。

一つ目には、町民の皆さまから収受いたしました現金や預金通帳の複数職員でのチェック体制を強化すること。二つ目に、ごみ袋とこのごみ袋の在庫管理と収納代金のチェック、これの徹底を図ること、三つ目に毎日の朝礼を実施して、綱紀粛正のため、職員の行動規範、これの確認をすること。四つ目に接遇や法令順守の研修を実施すること、そして五つ目に、部署別で職員の行動基準の徹底を図ることとでございます。

また職員一人ひとりが、行政サービスを提供するサービス業に従事する職員であることを自覚をして、お客様の気持ちになって懇切丁寧な対応を進めること。またコミュニティー活動やボランティア活動など社会参加活動への参加により一人の町民として、生活感覚を磨くと共に、町民の皆さまニーズの一端を理解をしたり、町民の皆さま全体の奉仕者であることの認識度を深める、そして高めることといたしております。

この対策委員会の決定を受けまして、3月1日に開催をいたしました管理職会議を通じて全ての全職員にこの具体的な取り組みの徹底を図ったところでございます。失われた信頼回復のその取り組みに向けて、信頼回復に向けて、全職員一丸となって、努力してまいり所存でございます。どうぞ、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

それでは、政務報告を述べさせていただきたいと思います。

1 2月定例議会以降におけます各種事務事業の取り組み状況につきまして、その主なものをご報告申し上げます。

まず総務課関係です。

1つ、区長会の開催について、1月11日本年初区長会を開催いたしました。今回は、上下水道料金の統一に向けた取り組みと「これからのまちづくり」に向けた取り組みを中心に説明をさせていただきました。ご理解とご協力をお願いしたところでございます。

2つ目に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業及び地域活性化・公共投資臨時交付金の執行状況についてでございます。平成21年度国の第1次補正予算を受けて本町で予算化いたしました事業の執行状況につきましては、お手元の配付の別紙のとおりでございます。

それぞれの執行率ですが、経済危機対策臨時交付金事業が、82.5%、公共投資臨時交付金事業が85.3%でございます。

3つ目に、工事・物品購入契約の状況についてでございます。一つ目に地上デジタルテレビ、これは中山地区でございますが、契約金額203万3,325円、名和地区では、251万2,545円、大山地区では、契約金額122万2,410円、以上の3件の物品納入につきましては、鳥取西部農業協同組合と契約をし、すでに納入が完了いたしておるところでございます。

また、下市・御来屋駅前駐輪場改築工事を861万円で、有限会社権田工務店が請負い、施工中でございます。

4つ目に、住宅用火災警報器設置事業の補助金についてでございます。2月末までの設置につきまして、5,000円を限度の助成制度を設けておりますが、これまでに1,612世帯、金額にして785万6,576円の手続きを完了いたしておるところでございます。

次に企画情報課関係でございます。

一つ目に、「集落の健康診断」についてでございます。初区長会でも説明をさせていただきました集落点検「集落の健康診断」につきましての意見交換会を、町内を10校区に分け、まちづくり推進員さんと区長さんに集まっておいただき実施をいたしたところでございます。わたしも全ての交換会に出させていただきいろいろなご意見を賜りました。集落に軸足を置いたまちづくりを進めるために「集落の健康診断」について、お願いとまたサポート体制についての説明をさせていただいたところでもございます。

既に御来屋3区と4区では、「集落の健康診断」のワークショップが行われ、誇り・課題・問題点を出して、その解決方法を話し合っておいております。また、要請がありました集落には、集落の役員さん又は集落の方々へのこの取り組みの説明にも出かけて推進しておるところでございます。集落間の温度差はありますけれども、粘り強く

進めてまいりたいと考えております。

2つ目に、大山町総合計画後期基本計画策定に向けた町民アンケートの実施についてでございます。この調査の目的は、大山町のまちづくりや行政サービスに対する町民の皆様が日頃感じておられること、満足度や重要度、これをお聞きし、後期の基本計画に役立てるものでございます。

調査の対象者は、大山町在住の20歳以上の町民の皆様の中から無作為に抽出させていただき、2,000人を対象に、無記名回答方式で行いました。

回収数は、652名で回収率にしますと32.6%となっております。現在、集計作業中でありまして、作業完成後公表する予定にしております。

次に、人権推進課関係でございます。

一つ目に、平成21年度大山町みんなの人権セミナーについてでございます。同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の正しい認識と理解、これを深め、自分とのかかわりを考える機会とすると共に、人権・同和問題学習の推進と実践活動に向けた資質の育成向上を図ることを目的として、年6回開催をして参りました。最終回は、2月20日に劇団すだちの皆さんによります人権劇「開け心が窓ならば」の上演を行いました。当日の観劇者数は、86名でございましたけれども、部落差別を解決していくことの必要性をあらためて深く認識し、またわたしもその劇を通じて感動し、ことの取り組みの必要性を痛感したところでもございます。今年度の延べ参加者数は、364名で1回あたりの参加者数は60名となっております。

2つ目に、平成21年度人権・同和問題小地域懇談会についてでございます。

今年度の小地域懇談会のテーマは、「今からつくる住みよい町への第一歩」として、11月18日から12月23日までの約1月間という短期間で158集落を対象に実施し、1,173人の参加をいただきました。一昨日の3月2日には、小地域懇談会事後研修会を行い、反省と成果を確認しあったところでございます。今後の推進体制につきましては、課題もございます。検討を行い進めてまいりたいと思っております。

次に、福祉保健課関係でございます。一つ目に、新型インフルエンザワクチン予防接種費補助についてでございます。新型インフルエンザワクチンの予防接種につきましても、低所得者の負担軽減の観点から生活保護世帯の方、住民税非課税世帯の方、また子育て支援の観点から、1歳から中学生及び妊婦の方々の4,783人に対し、12月に新型インフルエンザ予防接種負担券を送付し、予防接種費用の補助を行いました。

負担券を送付いたしました対象者の接種率は、1月末で約3割強となっておりますところでございます。

2つ目に、自殺対策についてでございます。今年度から県の「自殺対策緊急強化事業」が開始されたこともあり、町では、自殺対策の講演会や研修会、各種団体等への啓発、チラシとポスター作成等、各種事業を積極的に展開してきたところでございます。

特に、住民の皆さま方を対象として町の現状や、うつ予防、発見のポイント、対応方法、相談窓口の周知を重点に取り組んだところでございます。

具体的には、精神保健ボランティア講座、大山カレッジ、福祉座談会、民生児童委員協議会、食生活推進員さんの養成講座等の場で医師や保健師が講演や説明をいたしました。その他、文化祭での啓発物の掲示やチラシの全戸配布、ポスターの作成も行ったところでございます。

来年度は引き続き、講演会等を開催して正しい知識の普及に努めるほか、相談窓口の充実や、自殺予防を地域全体の問題として住民の皆様とともに進めるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次、農林水産課関係でございます。耕作放棄地対策事業につきましては、平成21年度に取り組んでおります「耕作放棄地再生利用緊急対策事業」でございます。これは現在、水田1.9ヘクタール13件、畑で15.5ヘクタール38件の農地再生見込みでございます。

大山ブランド開発支援事業の取組み状況についてでございます。コンニャク芋につきまして、本年度から香取地区で試験栽培に取り組み、昨年11月に収穫いたしました、約700キログラムの「2年生こんにゃく芋」は、製造、販売会社により「玉コンニャク」「しらたき」に製品化され、12月26日に「道の駅大山恵みの里」において、試食販売が行われたところでございます。商品は、道の駅大山恵みの里、大山寺旅館組合加盟店、米子市内のデパートで販売をされて進めているところでございます。

次に、新農業水利システム保全対策事業についてでございます。中尾・岡樋門改修工事を75万6,000円で有限会社八晃建設が、坪田2区用水路改修工事を1,239万円で有限会社大喜建設が請負施工中でございます。

次に、地域活性化・公共投資臨時交付金事業についてでございます。まず大山広域農道路肩整備工事1工区を682万5,000円で有限会社権田工務店が、2工区を582万7,500円で有限会社浅田建設が、3工区を340万2,000円で有限会社ミヤサトが、4工区を726万6,000円で松岡建設有限会社が、5工区を742万5,000円で有限会社三千代建設が、6工区を572万2,500円で有限会社やまねが、束積水路改修工事を625万8,000円で有限会社林原工業が請負施工中でございます。

町単独維持補修工事につきまして、汗入農免農道外維持工事を67万7,250円で有限会社きのえが、請負施工中でございます。

また、農地有効利用支援整備事業につきまして、上市地区樋門設置工事を83万7,900円で有限会社古村重機が、樋口地区暗渠排水工事を69万3,000円で有限会社林原工業が、羽田井地区暗渠排水工事を105万円で有限会社モロユ水道が、束積地区暗渠排水及び客土工事を178万5,000円で有限会社前田建設が、八重地区暗渠

排水及び区画整理、排水路改修工事を299万2,500円で有限会社原田建設が、御崎地区暗渠排水工事を57万7,500円で有限会社前田建設が、塩津地区暗渠排水工事を22万500円で有限会社ミヤサトが、殿河内地区排水路改修工事を33万750円で有限会社ダイセンが、栄田地区暗渠排水工事を97万6,500円で有限会社八晃建設が、宮内地区用水路改修工事を64万5,750円で有限会社山下水道設備が、また原地区客土工事を262万5,000円で有限会社大山緑化建設が、赤松地区用排水路改修工事を241万5,000円で有限会社大喜建設が請負工事中であります。

また災害復旧事業につきまして、平成21年災害復旧工事を111万3,000円で有限会社ミヤサトが請負工事中でございます。

次に、松くい虫等防除事業につきましてでございます。昨年、羽田井地内で発生いたしましたナラ枯れ被害の駆除対策として、平成21年ナラ枯れ被害木駆除事業を217万3,500円で株式会社大山緑化建設が請負、業務遂行中でございます。

次に、建設課関係でございます。道路改良、町営住宅営繕工事につきましてでございます。町道上坪名和神社線改良工事をこの3工区を、980万4,900円で有限会社モロユ水道が、町道高橋樋谷線維持工事を152万2,500円で有限会社八晃建設が、町道御来屋東坪線改良工事を196万1,400円で有限会社林原工業が、さざんか台団地外部塗装工事を、588万円で株式会社平井組が、清水田団地バランス釜取替工事を126万円で有限会社八晃建設が請負、完了いたしましたところでございます。また、中山インター線交差点詳細設計業務委託を271万500円でダイニチ技研株式会社が、大山町道路橋梁点検業務を709万6,950円でサンイン技術コンサルタント株式会社が受託し完了いたしました。また町道所子中高線舗装工事を2,373万円で株式会社所子建設が、町道報国萩原線維持工事を110万2,500円で株式会社平井組が、町道赤坂線改良工事を1,136万1,000円で有限会社原田建設が、町道末長押平線改良工事を384万3,000円で有限会社原田建設が、町道神原福尾線改良工事を174万3,000円で有限会社前田建設が、町道赤松村内線外維持工事を210万円で有限会社大喜建設が、町道旧奈和北線改良工事を527万1,000円で有限会社ヤマダが、町道上坪西坪線改良工事1工区を278万2,500円で有限会社ダイセンが、町道上坪西坪線改良工事2工区を1,753万5,000円で株式会社大山緑化建設が、町道山村文珠領線改良工事3工区を1,669万5,000円で株式会社大山緑化建設が、上坪東排水路改修工事を258万3,000円で有限会社林原工業が、交通安全施設整備工事を115万5,000円で船越建設株式会社が、上福団地バランス釜取替工事を367万5,000円で株式会社平井組が、御来屋漁港団地倉庫他建具改修工事を409万5,000円で有限会社松本建設が、ナスパルタウン公園整備工事を513万4,500円で有限会社山下水道設備が請負、施工中でございます。また大山町道路台帳修正業務委託を189万円でサンイン技術コンサルタント株式会社が受託し、業務遂

行中であります。

次に観光商工課関係でございます。

スキー場の営業状況についてでございます。今シーズンは、昨シーズンより営業開始が早かったこともありまして、2月25日時点の入り込み客数は、昨シーズンを上回っておりますけれども、25日未明から吹き荒れた南風でゲレンデの雪が溶け、26日には営業ができない状況になりました。これで、今シーズンが終わりということになれば、入り込み客数も昨シーズンを下回ることとなり、大山スキー場全体の営業成績は、現在のところ対前年比マイナスの5%、対前々年比はマイナス27%という状況になります。

町営中の原スキー場は対前年比マイナス8%、対前々年比では、マイナス27%という状況になります。

次に、大山振興課関係でございます。一つ目に、大山町農産物処理加工施設の進捗状況についてでございます。天候に恵まれましたこともありまして、農産物処理加工施設建築工事はほぼ順調に進んでおります。2月末の進捗率は約63%、工期であります3月26日までには工事完了できるものと見込んでおります。製造委託を予定しております財団法人大山恵みの里公社では、できるだけ早い早期の製品出荷を目指して、加工食品の研究開発に取り組んでおり、近く従業員の採用も行なわれることとなっております。また、製造者の愛称を「手づくり工房大山恵みの里」とし、親しみあるパッケージデザイン導入を検討するなど開業に向けての準備を着々と進めているところでございます。

次に、業務委託の契約状況についてでございます。大山アルペンライン地区街なみ環境整備事業基本設計業務を262万5,000円で、サンイン技術コンサルタント株式会社に委託、実施中でございます。

次に、地籍調査課関係でございます。大山町中山、大山地区地籍調査事業についてでございます。中山地区の松河原、下市、岡、上市及び住吉の各一部が平成22年1月26日付けで鳥取県から認証になり、法務局に成果を送付いたしております。

中山地区では、現在、上市、住吉、塩津の各一部の現地調査中でございます。大山地区では、中高、野田、神原、平木の各一部の現地調査中でございます。

次に診療所事務局関係でございます。一つ目に大山診療所の医師確保の状況についてでございます。大山診療所の固定医を本年4月には確保し、何とか診療体制を整えたいとの思いで鋭意努力をしてみましたが、現状では極めて困難な状況でございます。今後も医師確保に向け努力をしてみたいと思います。

なお、大山診療所は、4月以降も現状の先生方のお世話になりながら、診療形態を継続することといたしております。利用者の皆様には何かとご不便をおかけすることもあると思いますが、ご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

二つ目に、備品購入関係についてでございます。国の地域活性化・生活対策臨時交付

金を活用し、老朽化していました名和診療所と大山口診療所の超音波画像診断装置、いわゆるエコーですけれども、これをそれぞれ更新することとし、2月12日に納品が完了いたしました。

従来のアナログ画像とは違いまして、鮮明なデジタル画像が表示されることで、より高度なレベルの診断が可能になったところでございます。

次、中山支所総合窓口課関係でございます。一つ目に、中山温泉館お食事処なすばるの営業再開についてでございます。お食事処ナスパルは、1月から休業して改装しておりましたが、3月1日から営業を再開いたしました。

二つ目に、工事関係についてでございます。友好館外部塗装工事を344万4,000円で、有限会社小倉興産が、そしてふれあい倶楽部多目的広場上屋鉄骨等塗装工事を、631万5,750円で有限会社林原工業が、それぞれ請負、工事が完成いたしました。

中山農村環境改善センター外壁改修工事を267万7,500円で有限会社大工屋が請負、施工中でございます。

大山支所総合窓口課関係でございます。工事関係につきまして、スイス村発掘調査事務所解体工事を398万5,800円で、有限会社権田工務店が請負、施工いたしておりましたが完了いたしました。

また、大山口駅駐車場整備工事を630万円で有限会社松本建設が請負、現在施工中であります。

次に、学校教育課関係でございます。一つ目に、大山小学校赤松分校閉校についてでございます。大山小学校赤松分校は、本年3月31日で閉校いたします。すでに議員の皆様にはご案内差し上げておるところでございますが、赤松分校では、3月28日の日曜日に閉校記念式典並びに思い出を語る会を開いて、これまで分校にかかわってこられた方々や先生方、子どもたちが一堂に集い、135年の歴史を語りながら、別れを告げるよう計画をいたしておるところでございます。

二つ目に、工事関係でございます。旧光徳小学校プール解体工事を871万5,000円で株式会社おかだが、工期を22年3月19日とし、請負、施工中でございます。

また旧庄内小学校プール解体工事を1,137万9,900円で有限会社小倉興産が、工期を3月12日とし請負、施工中でございます。

次に、幼児教育課関係であります。保育所再編についてであります。昨年10月に立ち上げました『保育所再編検討会』は3地区に分かれて5回の審議と他市町村の保育所視察を行い、意見をまとめてまいっております。

また、2月22日～25日には名和、中山、大山3地区におきまして住民の皆さまから『保育所再編についての意見を聞く会』を開催いたしましたところでございます。この会では3地区の保育所再編検討会での協議のまとめをもとにご意見をいただきました。

今後の予定といたしましては、3月の教育委員会でこれらの意見も参考にして再編方

針を決定し、また議会の皆さまとの協議をし、財政等との協議を経て、保育所再編についての具体的な取り組みに進めてまいりたいと思っております。

社会教育課関係についてでございます。一つ目に、大山町成人式についてであります。平成22年「大山町成人式」を1月3日に開催いたしました。平成元年4月2日から平成2年4月1日生まれの女性106名、男性85名、合計191名の対象者でしたが、当日は164名の出席があり、来賓の皆様とともに新成人の門出を祝ったところでございます。

会場は、新成人のお一人が所属される「お茶をたしなむ会」による抹茶のおもてなしや、新しく新成人となられた地元出身のプロ歌手のライブステージ等で盛り上がる中、懐かしい写真のスライドや中学校時代の友達、恩師との久しぶりの出会いに感嘆の声があがるなど、楽しいひと時でございました。

二つ目に、嘉手納町・大山町人材育成交流事業についてでございます。1月26日から3泊4日の日程で、沖縄県嘉手納町から男女8名づつ16名の児童と引率者3名が来町されたところでございます。

中山地区1家庭、名和地区2家庭、大山地区5家庭に民泊家庭として受け入れをしていただきながら、民泊受入児童との大山でのスキー交流、妻木晩田遺跡や水木しげるロードの見学のほか、大山西小学校を訪問して、「ケンサンピン」と呼ばれる沖縄県の踊りの共演等で交流を深めたところでございます。

今回で22回目を迎えたこの事業でございますが、今後のさらなる交流の継続を確認し合い、今年の夏には本町児童が沖縄嘉手納町を訪問し、交流を深める予定としておるところでございます。

3つ目に、生涯学習大会並びに本のあるまちづくり大会についてでございます。2月6日、中山生活想像館を会場に「第5回大山町生涯学習大会並びに第3回本のあるまちづくり大会」を開催し、約500人が学ぶことの楽しさ、読書の楽しさにふれました。

午前中は、ワークショップ形式での百人一首大会、はりつけ布絵本づくり教室、大山カレッジの模擬授業体験を開設し160人が参加をいたしましたところでございます。

午後からは、「わたしのすきな本」コンクールの表彰の後、「音楽と絵本の出会いから」と題した、ピアノの音色と映像と読み聞かせが一つになった舞台と、そして「アートスタートに取り組んで」というタイトルでの二つの実践発表が行われ、会場が感動に包まれたところでございます。

続いて、東海大学体育学部小澤治夫教授によります「子どもを一人前に育てる大人の責任」と題した講演では、詰めかけた参加者全員が、データに基づいた説得力のある元気いっぱいの内容に引き込まれて、子どもたちにとっての「早寝、早起き、朝ごはん、排便あり」この規則正しい生活習慣がいかに大切であるかを再認識したところでございます。

四つ目に、国体記念スキー大会の開催についてでございます。第38回国体記念スキー大会を2月19日に大山スキー場で開催をいたしました。幼児から中学生を対象に、ジャイアントスラロームの部に109名、そしてクロスカントリーの部に42名、合計151名のエントリーがあり、熱戦が展開されたところでございます。今年の大会は雪に恵まれ、若干の視界不良等はございましたが、役員の皆さんのご尽力により、けが人もなく無事終了することができました。

最後に、徴収金関係でございます。未収金の縮減に向けて、各課が連携を深めながら、未収金対策マニュアルに沿って、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分による徴収に取り組んでおるところでございます。今年度これまで実施しました法的処分の主なものは、税金の差押42件、執行停止25件、水道の給水停止14件、給水停止予告61件等があります。なお、徴収実績は、別添一覧表のとおりでありますので、目を通していただきたいなと思います。

各課の取り組みにつきましては、以下のとおりでございます。

まず、税務課・滞納対策室でございます。各税及び介護保険料等の現年分の徴収につきましては、従来どおり電話催告、臨戸徴収に取り組むとともに、一部悪質な滞納者の財産差押を実施をいたしました。

滞納繰越分につきましては、今後はこれまでの取り組みをさらに強化し徴収に努めたいと考えます。従来どおり法的処分を含めて滞納整理を行っておりますが、岡山、広島、大阪在住の滞納者に対して、現地に赴き調査及び差押を実施し、完納に導いたところでもございます。また、完納に至らなかった案件につきましても、分割納付により継続して納税を行うよう指導し、また行方不明の方についても、詳細の調査を行うことが出来、成果を挙げているところでございます。

また介護保険料の滞納につきましては、福祉保健課と連携をし、法に則した給付制限も実施するなど行ない、徴収に努めています。

建設課関係です。町営住宅家賃の徴収につきましては、電話での督促、臨戸訪問し面談を繰り返しながら取り組みました。

また、昨年9月より行なった減免制度により長期滞納をされておりました方から、毎月の入金もあります。

なお、一層滞納解消にむけて電話での督促、臨戸訪問を繰り返しながら取り組んでおるといところでございます。

次に、水道課でございます。水道料金等の徴収につきましては、引続き電話での督促、臨戸訪問を実施し面談を繰り返しながら徴収に取り組んでおります。

なお、前回政務報告以降水道料金を3ヶ月以上滞納しておられる2世帯につきまして給水停止予告書を送付いたしましたが、料金納付がありませんでしたので給水の停止を実施したところであります。

下水道料金についても上水道同様に滞納額減少に向けて努力をいたしています。

次に人権推進課でございます。住宅新築資金等貸付金の徴収につきましては、引き続き通知及び電話での催促、戸別訪問を実施し徴収に取り組んでおります。口座引落につきましても、増額並びに新規に口座引落を依頼しているところでございます。

また、借受人・連帯保証人とともに償還が困難な事例で、今年度5件分、894万3,000円について県から補助金を受けております。

貸金返還訴訟のその後につきましては、鳥取地裁米子支部において、21年5月に不動産の売却を実施、強制競売手続の配当金として、196万3,225円を7月末に受領し、滞納金に充て、滞納金残額につきましては、連帯保証人の相続人の方の方から毎月5万円の確約書を取り、返還して頂いておるところでございます。

次に、学校教育課であります。給食費の滞納分の徴収につきましては、支払日を定めて、計画的に訪問徴収を行い、年度当初8人の滞納者がありましたが、3人が完納していただいているところでございます。

最後に幼児教育課でございます。保育料の徴収は、現年度分については納付が滞ることがないように電話催告や臨戸訪問等を行い徴収に努めております。滞納分につきましては、確約書を取り徴収に取り組んでいるところでございます。以上で政務報告を終わります。

次に、報告第1号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告について述べさせていただきたいと思います。

本案は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

専決処分を行いました案件は、平成21年11月17日に町道安原富岡1号線の大山町安原地内で発生した事故についてでございます。

事故の原因は、町道の道路側溝のグレーチングがずれており、そのため車の前輪が側溝に落ちたためによるものでございます。

事故の処理方法は、町の過失が8割として、相手方に対して本事故の修理額3万9,648円のうち8割の金額であります3万1,718円を支払っておるところでございます。

和解日は平成21年12月25日としております。以上で、報告第1号の説明を終わります。長時間でありました。ありがとうございました。

○議長(野口俊明君) これで諸般の報告を終わります。これから暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時5分 再開

日程第4 施政方針の説明について

○議長（野口俊明君） 再開します。日程第4、施政方針の説明についてを議題にします。平成22年度大山町の施政方針について説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） それでは、平成22年度の歳入歳出予算を大山町議会に提出するにあたりまして、本予算を通じて、私の町政に関する所信を申し上げ、議会議員の皆さまをはじめ、広く町民のみなさん方にご理解とご協力をお願い申し上げたいと思います。

世界的には、2007年にサブプライムローン問題に端を発したアメリカの住宅バブル崩壊をきっかけに多分野の資産価格の暴落があり、一昨年夏以降、「リーマンショックと言われる」アメリカ経済に対する不安が広がり、世界的な金融危機への連鎖、日本の株価市場も大暴落の状況となりました。

これを受けて、自民党の麻生政権は平成20年度後半から21年度にかけて、3次にわたる大型補正予算を組むことにより、世界的な金融不安・経済不況あるいは雇用確保対策を推し進めてきたところであります。

こうした中で行われました昨年夏の衆議院議員総選挙では、民主党が圧倒的な支持を得て、戦後60年続いた自民党政権に替わって日本の新しい政権与党となったところでございます。

本町におきましては、昨年4月の地元選挙におきまして、私が町政のトップとしてのかじ取り役を任せられ、以来、世界的な経済不況や雇用不安に対する予算の執行に取り組み、町民の安心・安全を担保する行財政運営を目指してきたところでございます。

しかしながら100年に1度と言われる経済不況を撥ね退ける状況にはまだ至っていないと認識しているところでもございます。

現下の極めて厳しい地方財政の状況、また経済不況・雇用不安の長期化、国・地方公共団体を通ずる歳入・歳出一体改革の必要性を踏まえる時、引き続き地方公共団体においては、地方分権の時代にふさわしい、簡素で効率的な行政システムを構築するため、徹底した行財政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制とそして重点化を進め、また歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図らなければなりません。

本町は国立公園大山から日本海までの恵まれた自然環境や旧3町で長く培われた伝統文化、それに加え、農業と観光ブランドなど他に誇れる地域の資源を有しております。また、高規格道路の一部供用開始など社会資本も着実に整備されてあと数年で本町内全線開通も見込まれるところです。

私はこのように恵まれた諸条件を最大限に生かし、将来の発展につながる政策分野に重点的に予算を配分し、本町を取り巻く厳しい経済状況・雇用不安を取り除き、豊かで活力あるまちづくりと町民皆さまの安心安全な暮らしを実現すべく、決意を新たにいた

しているところでございます。

さて、新大山町誕生以来5年が経とうとしています。合併後、旧3町の個性と工夫に満ちた魅力あるまちづくりを継承するとともに、財政の健全化や少子・高齢化対策など地域の課題について、議会の皆さんや町民の皆さんの深いご理解とご協力により取り組みが進められてきました。

平成22年度国の予算につきましては、政権交代に伴い、新しく「コンクリートから人へ」、「新しい公共」、「未来への責任」、「地域主権」及び「経済成長と財政規律の両立」のこの理念のもと、地方に対して「地域活性化・雇用等臨時特例費」の特別枠が創設され、昨年度以上に歳入面において改善が期待できるものの、依然として厳しい経済情勢・財政状況にあります。

限られた財源を効率的に配分しつつ、事務事業の評価・検証を行い、町民の皆さんと議会の皆さん、そして行政、一致協力して大山町の総合計画の基本理念であります「大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を拓くまち作り、そして人と人、人と自然が心でつながるまちづくり、この実現に向けて、全力を傾注して取り組んでまいり所存でございますので、どうぞご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、平成22年度の当初予算案の規模は、一般会計9億7,000万円、特別会計6億3,902万1,000円、企業会計5億1,164万円、全会計合計では1億6,406万6,000円となります。

前年度と比較いたしますと、一般会計は6億4,000万円、7.0%の増となっております。なお、前年は骨格予算でございました。

それでは、町民の皆さんの元気と安心・安全を目指した各分野におきます施策の推進とその指針つきまして主なものをご説明をさせていただきたいと思っております。

まず社会基盤・生活環境でございます。永年の懸案であります山陰道の整備促進につきましては、来年春には、東伯中山間の開通が予定をされております。

事業化された中山・下市間も含め、引き続き早期の名和・中山間の開通を、国・県はじめ関係機関に積極的に働きかけてまいりたいと存じます。

町道整備では、すでに着工いたしております町道上坪東小竹線の道路改良工事、町道種原大野線道路改良工事などを継続いたしますとともに、新たに、町道一の谷赤松線道路改良工事に着手するとともに、中山インター線・退休寺線など7路線の測量設計を行い、計画的に町道網整備を進めてまいります。

その他、集落内道路の維持補修に対して、建設機械借上料・補修用材料費を支給してまいりたいと存じます。

農免農道整備事業では、第2大名地区の事業が本年度最後として残りの事業を実施してまいります。

住宅施策では、中山地区での若者向け賃貸アパート、大山口地区での宅地分譲地整備

を進めます。また「空き家・空き地バンク制度」「移住支援制度」を継続し、定住化による人口増加対策の推進と遊休地の利活用による若者定住対策の具体化を目指してまいりたいと存じます。

公共交通対策といたしましては、高齢者や交通弱者のみなさんの買物、通院、通学の手段として、ご利用いただいております巡回バス・路線バスの運行を継続するとともに、新たな公共交通のあり方の検討を具体化し、23年度実施に向けた「大山町方式の公共交通」の確立を目指したいと存じます。

また、交通の弱者対策としての福祉タクシー助成制度を継続してまいります。

交通安全対策では、カーブミラーやガードレール等の整備を年次的に行っておりますが、昨年町内での死亡事故発生が多く、最悪の状況でありましたことから、交通安全関係団体等の連携を強化し、町民の皆さまの交通安全意識の普及啓発に努め、交通事故の減少や交通違反の撲滅に努めてまいります。

防災対策では、住民の生命、身体財産の安全と保護を図るため、自主防災組織のさらなる育成強化に努めてまいります。そして住宅等耐震診断・改修補助制度の周知で、地震に強い住宅づくりを推進していく予定としており、また鳥取県西部地震から10年目の節目を今年は迎え、総合防災訓練を実施するとともに、県が実施します「とっとり防災フェスタ」への積極的な協力体制をとり、防災意識の高揚を図ってまいりたいと存じます。

また、町消防団の組織強化といたしまして、大山地区に役場分団を組織し、平日の日中体制の強化、初動の強化に努めたいと存じます。

防災行政無線の活用につきましては、全国瞬時警報システムが統一的に整備をされます。併せて、ケーブルテレビの活用による文字情報の提供の充実に努め、災害情報の伝達や住民サービスの向上を図ってまいりたいと存じます。

また、有事の対応としまして昨年末、災害対応型自販機の導入もいたしたところでございます。

環境衛生対策では、「ごみのさらなる減量化」が必要となってまいります。さらに、環境に配慮し又ゴミ処理経費を抑えるため、さらなる分別収集などごみの減量化に向けた取り組みを進めます。そのひとつとして、地域住民の意識啓発を図りながら廃てんぷら油の回収の推進、精製されたバイオディーゼルを利用する取り組みを進めてまいります。

上下水道事業対策では、下水道接続の推進、料金の統一に向けた具体的な地元説明を十分実施し、料金統一へのスムーズな移行を目指してまいります。

地球環境保全防止の取り組みといたしまして、平成20年度から「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づいた、「地球温暖化防止のための実行計画」を策定し、全職場において省資源・省エネルギーなど職員の環境意識の高揚拡大と実践に努めてお

り、継続して意識改革に取り組むとともに、平成21年度で導入をいたしました中山支所のペレットボイラーの活躍にも期待をいたしているところでございます。

また、町民皆さん方への取り組みとしてその対策として、21年度に引き続き太陽光発電導入促進事業等も活用していただきたいと存じております。

次に、産業・雇用でございます。

大山町の基幹産業であります農業をとりまく情勢は、農業従事者の高齢化、農畜産物価格の低迷、耕作放棄地の増加など多くの課題を抱え、厳しい環境にございますが、中山間地域等直接支払推進事業、農地・水・環境保全向上活動支援事業の展開や企業等異業種参入促進支援事業への取り組み、チャレンジプラン支援事業、多様な集落営農支援事業、就農条件整備事業、耕作放棄地再生利用促進事業、これも本年の続けてまいります。そして農業担い手自立支援事業、就農活動支援事業等の実施によりまして、集落の営農推進、担い手農家や農業後継者の育成、新規就農者の支援、農業経営基盤の強化、また耕作放棄地解消に向けた取り組みを図ってまいります。

また、消費者の動向をふまえた、安心安全の多品目周年出荷型の農産物を供給する大山ブランド産地づくりとして、大山エコ農業推進モデル事業を実施して、農家所得の向上に取り組みたいと存じます。

農地の基盤整備では、中山2期地区県営畑地総合開発事業、名和2期地区畑地帯総合整備事業等の実施により、畑かん施設の幹線・支線水路工事と道路整備に継続して取り組むとともに、単県農業農村整備事業、新農業水利システム保全対策事業及びしっかり守る農林基盤交付金事業に取り組み、農業関係者の耕作意欲の向上に努めてまいります。

本町は、県下でも有数の農業地帯で、豊富な農産物を有しており、また県内一のさざえ・わかめの水揚げを誇る水産地域でもあります。

一次産品の高付加価値化や地域活性化へ向け、地産地消活動や観光交流産業化への取り組みを推進いたします。道の駅「大山恵みの里」や新年度から始まります「農産物加工処理施設」を活用し地産地消の普及・定着化や加工品の流通販売システム構築による農業者の所得の向上、大山恵みの里公社との連携により「大山ツーリズムの推進」等、観光交流産業化への展開を図ります。また、交流人口創出・地域活性化策として名和山香荘リニューアル構想につきましても検討を進めてまいります。

また、大山恵みの里づくり計画の着実な実現をめざし、大山ピーナツ、こんにゃく芋、特別栽培大山ブロッコリー等について特産化、高付加価値化のための調査研究活動等、ブランド支援事業にも取り組みます。

町内産品のブランド力を高める取り組みといたしましては、引き続き財団法人大山恵みの里公社あるいは関係機関との連携を図りながら、既存の商品の磨き上げや販路開拓、販売促進、新商品の開発を手がけてまいります。

畜産振興では、第10回長崎全国和牛能力共進会につながるよう、県及び農協との連

携により高品質の和牛育成に取り組んでまいります。

林業振興では、引続き薬剤空中散布によります森林病虫害駆除や被害木の伐倒駆除、樹種転換事業、森林整備地域活動支援推進事業、森林環境保全税関連事業、また緑の産業再生プロジェクト事業等を推進し、森林の保全に努めてまいります。

水産振興では、「獲る漁業」から「育てる漁業」への転換を図るため、港整備交付金・漁村再生交付金、これを活用して、今年度は御崎漁港の防波堤の上部工事及び物揚場の補修、御来屋漁港の物揚場及び臨海道路整備等基盤整備を行うほか、漁業後継者の育成や定置網を活かした観光と特産品プラン事業に対する助成を行ってまいりたいと存じます。

商工振興では、新たに所子工業団地の整備が完了いたしましたので、優良企業の誘致に積極的に取り組み、若者の定住と就労の場の確保に努め、地域産業の振興と活性化を図るとともに、現下の経済不況対策といたしまして、本年も「中小企業緊急経済対策融資保証料助成」を継続実施していきたいと存じます。

雇用の創出では、出口の見えない経済不況及び雇用不安対策のひとつとして、県からの基金を活用した緊急雇用創出事業分及び単町での緊急雇用対策費を予算をいたしております。

観光振興では、大山の恵みを受けた、そして育まれた人・食・自然・歴史・文化など国立公園大山から日本海まで有する豊富なこれらの資源を活かした、四季を通じて魅力ある観光産業の創造を図るため、大山恵みの里づくり計画に基づく観光交流センターからの情報発信と町内製品の販売、大山恵みの里プロジェクト推進事業の継続推進、御来屋活性化事業や大山だいせんプロジェクト事業の継続展開、アルペンライン地区街なみ環境整備事業の本格実施、また、パンフレット・マップの増刷、観光協会との連携・協働、スキー場活性化への取り組み、また大山参道ギャラリーの継続開設、大山の恵みからす天狗市の継続開催など、多種多様な観光施策やイベントを展開してまいります。また、民間事業者によります大山寺で掘削されました温泉の利活用を通し、地域の活性化や観光客の招致に努めてまいります。

次に保健・医療・福祉でございます。

保健・福祉関係では、3カ所の保健福祉センターと3カ所の国民健康保険直営診療所、地域包括支援センターを拠点とした保健・医療・福祉の3分野の相互連携により、健康診査、健康教育、健康相談、医療体制の強化に努めてまいっております。

町内医療機関や関係施設等の協力を仰ぎながら、引き続き保健・医療・福祉の連携により、人生の終焉を安心して地域・家庭で向かえることができる在宅介護や在宅医療の仕組みづくりを進めてまいります。

なお、高齢者が肺炎で死亡される原因の3割を占める肺炎球菌への対策として、75歳以上の方の肺炎球菌ワクチンの接種補助制度を新たに設けることといたしております。

また、「後期高齢者医療制度」がスタートして2年、町民の皆さんの理解と協力を得ながら健全な医療制度の運営に努めてまいります。

なお、不在となっております大山診療所の固定医の招へいについては、今後も鋭意努力を続けてまいります。

子育て支援の一環として取り組んできました町単独の児童の医療費助成につきましては、小中学生の通院・入院医療費の自己負担分の全額を助成することについて継続することといたしております。

地域福祉対策では、「大山町地域福祉計画」の推進を図り、福祉サービスの適切な利用、社会福祉事業の健全な発達、住民参加の促進、安心して快適なまちづくりを進めます。

また、集落・グループが自主的に取り組む福祉活動を支援するための部落福祉活動支援制度や、高齢者、障害者が集落内集会所を利用しやすくするための施設改修に係る費用の助成を行う生きがい拠点施設整備制度を継続してまいります。

高齢者対策では、社会福祉協議会などの関係機関や住民の方々の団体と連携をし、老後を健康で生き活きと暮らすことができるよう、一人暮らしや高齢者世帯への配食サービス事業や閉じこもり防止のための生きがい活動支援事業、通院など日常生活の中で交通手段を持たれない高齢者を対象とした福祉タクシー事業、外出支援事業を実施してまいります。

障害者福祉では、身体障害者、知的障害者、精神障害者の皆さんの自立と社会参加を促進し、よりよい日常生活、そして社会生活を送っていただくことが出来るよう、補装具・日常生活用具給付事業、医療費助成事業、住宅改良助成事業などの障害者福祉施策の推進に努めてまいります。

健康づくり・介護予防対策では、専任の医師を配置し、転倒予防教室・水中ウォーキングなどの介護予防事業に取り組んでおりますが、今後におきましても、特定高齢者事業など介護予防施策の充実や高齢者福祉機関、学校、地域などとの連携を図り、地域に開かれた高齢者福祉のシステムづくりに取り組んでまいります。

なお、新年度から水中ウォーキング事業について、65歳以上の方を対象とした「水中運動」この指導事業を新たに創設し、健康なお年寄りづくりを目指していくこととしております。

また、生活習慣の変化や高齢者の増加などにより、近年、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備軍が増加しており、その予防対策として創設されました「特定健康診査・特定保健指導」事業にも積極的な推進に努めてまいります。

次に、教育・人権・文化・スポーツについてでございます。

教育行政では、保育所の再編や施設の整備に関するハード面、そして就学前教育や学校教育、社会教育の充実に関するソフト面の課題があり、これらに的確、且つ迅速に対応していくための方策が求められております。保護者や地域住民の視点も加えながら、

成果の実現に向けた教育行政を展開したいと存じております。

まず、幼児教育では、町が策定いたします「子ども教育振興計画」を基に「子ども教育プログラム」をつくりその具現化に取り組んでおりますが、これまでの取り組みを継続し、家庭、保育所、学校が相互に連携しながら一体となった子どもたちの発達段階に応じた教育の取り組みを深めていきたいと考えております。

そして、保護者や地域社会の人たちが子育てに具体的に取り組めるよう、保育所・小学校・中学校・ふれあい会館と連携をし、保護者を対象とした学習機会を提供して実践につなげてまいります。

特に、本年度は「鳥取県安心子ども基金」活用による「心とからだいきいきキャンペーン推進事業」を取り入れ、基本的な生活習慣の定着を家庭教育の柱にしながら読書とそして食育の充実に力を入れていきたいと考えております。

読書活動では司書を配置して幼児期のブックスタートからブックサード事業に取り組み、就学前までの子どもやその保護者に読書活動を進め、生まれてから中学校までの読書習慣の定着を目指します。

食育では、年度内完成を目指して策定作業を進めております「大山町食育推進計画」の定める基本方針に沿い、栄養士を配置してバランスのとれた食事の大切さや味覚を育てる食生活の必要性を説き、また町内の食材を活用した食事の楽しさも提案しながら子どもたちの健全な心身の発達を図りたいと考えております。

放課後児童クラブでは、放課後に養育する者がいない児童を対象に、保育、指導し健全な育成を図っていますが、本年度も5クラブ設置する予定でございます。

子育て支援では、ふれあい会館、児童館を拠点施設として、ファミリーサポート事業や子育てサークルの育成支援、病後児保育など、町民みんなで子育てを支援する体制づくりに努めてまいります。

さて、保育所のあり方・再編につきましては、その具体化について協議をしてまいりました。

旧町単位での保育所再編検討会での協議内容をふまえ、2月には町民の皆さんに意見を聞く会を開催をいたしたところでございます。

最終的には教育委員会で方向性を決定し、保護者や地域の皆さんにご理解をいただき、町民の方々の期待に応える保育所運営と幼児教育の充実に努めてまいります。

次に学校教育ですが、児童生徒の確かな学力の定着を図り、自ら学び自ら考える「生きる力の育成」を教育目標に、体力づくり・健康教育の推進、外国語指導助手を活用した英語活動や国際理解教育、地産地消を踏まえた食の指導、地域人材を活用した総合学習など郷土や地域社会に密着した学校教育を一層展開してまいりたいと考えております。

大山町の産業、自然、歴史や文化など郷土を知る学習教材冊子を活用して大山町に誇りが持てるふるさと学習を小中学校で継続して取り組みたいと考えております。

また、不登校児童・生徒の学校復帰を支援するため、職員を配置して大山町教育支援センター「寺子屋」の運営を継続してまいります。この取り組みについては今後2年間県の補助が継続することとなりました。

学校給食につきましては、週4日の米飯給食をはじめ町内産の食材を使った献立を積極的に取り入れ地産地消を推進してまいります。

最後に、児童・生徒の教育環境の整備のため、整備が最後となりました大山小学校の耐震補強及び改修工事を実施いたします。

社会教育では、「生涯学習のまちづくり」を目指し町民の主体的な学習や実践を支援する条件整備を推進するとともに、子ども会や女性団体、青年団などの地域団体やPTAなどの社会教育関係団体の活動を支援し、地域からのまちづくりを一層進めて参ります。

公民館活動では、サークル活動など自主的な学習を支援する一方で、「大山学」講座やパソコン講座、通学合宿など住民ニーズを反映したさまざまな学級・講座を継続するとともに、その充実を図ります。

また、成人や高齢者が自己啓発学習と実践活動あわせもった「大山カレッジ」を開校して広く町民に提供していきたいと考えています。

読書活動の推進につきましても、公共図書館や学校図書館を拠点としながら、さらにブックモバイル車の巡回による町内各所への配本などを通じて、暮らしの中に本のあるまちづくりを一層進めてまいります。

人権教育・人権啓発では、「人権施策総合計画」を基本に、中山ふれあいセンターや人権交流センター、中高ふれあい文化センターを拠点として、同和問題をはじめ女性、障害者、子ども、高齢者、在住外国人などあらゆる人権を尊重するまちづくりに取り組みますとともに、男女共同参画につきましても、その重要性を深く認識し、普及啓発活動にさらに邁進してまいります。

また、施設の特性を生かし地域福祉・地域コミュニティーの推進、人権啓発のための交流についても積極的に取り組んでまいります。

文化財行政では、所子地区の門脇家、東門脇家などを軸とした伝統的建造物群保存地区の県指定、「大山僧坊跡」の国史跡指定に向け、調査を継続してまいります。

社会体育では、マラソンフェスタ、クロスカントリー大会、町民運動会の開催をはじめ、「総合型スポーツクラブ」の育成にも取り組み、見るスポーツからするスポーツを広く振興して町民の皆さんの体力づくり・健康づくりに取り組んでまいります。

国際交流・国内交流の推進では、3つの中学校がそれぞれ取り組んできた交流事業を、アメリカテメキュラ市、韓国江原道襄陽郡との訪問交流を全町に広げていきたいと考えています。

また、小学生による沖縄県嘉手納町との交流は継続・充実してまいります。

次に、住民自治・行財政についてでございます。

まちづくりを進めていくうえで、町民の皆さんと行政が協働して施策を進めることは極めて重要であります。地方分権の時代にふさわしい住民自治を推進し、発展させていくために、住民視点のまちづくりや自治組織の仕組みづくりについて具体的な取り組みが求められています。

地域コミュニティでは、自らが住み暮らす地域の改善や活性化を図る取り組み、これ支援するため、「地域活性化支援事業補助金」の創設をいたします。

住民自治組織、小規模組織については、地域の少子化高齢化が進み、これまで組織単体で取り組んでいた年中行事や共同作業ができなくなってきたことなど、どのように集落活動、自治活動を維持していくのかということは、身近な、また重大な課題と認識いたしております。昨年末と今年1月の区長会、また、旧村単位でのまちづくり推進員さんの会合を開催し、まちづくりの軸足をまず、集落、自治会におき、自らのムラは、自らが考え・守り・つくるを基本に「集落の健康診断」をまず行い、出てきた課題の解決について、今後集落単位、あるいは旧村単位、また大きな課題については町全体の課題としてその解決を模索する取り組みについてご説明させていただいたところでございます。また、課題につきまして、今後5年間の総合計画の実施計画に反映できるものは反映させていただくことといたしております。

先ほどの「地域活性化支援事業補助金」につきましても、こうした集落等の課題解決のための支援を行うものでございます。

これから具体的な作業が始まるものと考えており、職員全員でサポート体制を充実していく考えであります。住民の皆様と行政とが共に取り組むまちづくりを推進してまいります。

広報公聴事業では、19年度から行政の透明化と情報公開をより積極的に推進するため、広報「だいせん」・ケーブルテレビ・防災無線業務の集中化を図り、住民自治やまちづくり活動に必要な行政情報の積極的な提供と共有化に努めてきました。今後も引き続き行政情報の発信に努めるとともに、「町長への手紙」、「聞く耳ボックス」「出前座談会」など、それによる公聴事業の充実にも努めてまいります。

健全な財政運営では、地方においても長引く景気の低迷により、自主財源であります町税収入が大幅に落ち込み、財政状況は逼迫しております。また、依存財源におきましても、三位一体の改革の後遺症や国県の苦しい財政事情により、大変厳しい状況にありますけれども、前述のように平成22年度におきましては、地方交付税の中に「地域活性化・雇用等臨時特例費」という特別枠が設けられ、地域での雇用対策や地域資源を活用し、地域の自給力と創富力を高め、持続的な地域経営を目指す緑の分権改革の芽だしとしての取り組みなど、「人」を大切にす施策を地域の実情に応じて実施できるよう手立てがなされたものでございます。

今回の特別枠は単年度限りのものであります。23年度以降、地方交付税も先延ばしされてきた過去の増額措置の精算があり、厳しい財政状況に転換していくことに変わりありません。限られた財源を最大限に活かし、重点施策への優先的投資に努めますとともに、事務事業の見直しや、自主財源確保のため税、貸付金、使用料、負担金等の滞納金徴収対策、遊休地の処分・利活用に継続して取り組み、財政の健全化を図ってまいります。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政指標の公表に「バランスシート」の作成が22年度決算から義務付けられておりますので、これまでの4つの財政指標であります「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」とは別の取り組みをスタートさせ、具体的な対応に努めてまいります。

参考までに、平成20年度決算における財政指標を見ますと、経常収支比率89.5%、平成18年度から20年度までの3カ年平均の実質公債費比率17.5%、起債制限比率13.4%、将来負担比率97.8%、公債費比率16.7%、全会計地方債残高は269億4,000万円、うち普通会計で138億6,000万円と財政の指標におきましても財政の硬直化が顕著になっており、引続き経常経費や特別会計繰出金の削減に努めて、健全な財政運営に取り組んでまいりたいと存じます。

さて、むすびの前でございますけれども、大山支所総合窓口課で発生いたしましたごみ袋販売代金紛失事件は、内部調査いたしましたけれども解明できず、司法に真相究明を委ねさせていただき、現在捜査中でございます。町民の皆さまには、大変ご迷惑をおかけし、心よりお詫び申し上げたいと思っております。

現在、対策委員会を設置し、再発防止対策や町民の皆さまへの信頼回復に向け、綱紀粛正・行動規範の遵守等、全職員一丸となってその取り組みを進めております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

尚、公正公平の観点からでございますが、新年度は緊急雇用創出事業を積極的に計画しております。雇用に際しての公正公平を期するため、採用審査委員会4名以上と定め、適正な人材の採用を進めてまいりたいと考えております。どうぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

むすびに、各部門にわたり、平成22年度の主要施策につきまして、その取り組みの方針をご説明いたしました。平成22年度予算は、町税、各種譲与税、交付金、国・県支出金など歳入財源の確保が極めて厳しい状況下、歳出予算の厳選をしながら、大山町総合計画の基本理念であります「大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を拓くまちづくり」4年目として、苦しい懐事情の中ではありますが創意工夫をしながら予算編成を終えたところでございます。

なお、予算編成後において、適用の期間が延長されることとなりました「過疎地域自

立促進特別法」、過疎法の対象団体となることが判明いたしましたので、本年4月以降、新たに具体的な計画作成に取り組み、今回提案いたしております予算の財源変更などその計画につきまして、議会の承認を求めることとなりますのでどうぞご承知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、新年度におきましては、大山町総合計画の10年構想の中で後半5年間の実施計画を策定をする年でございますので、過疎対策計画と併せ、各集落・自治会の皆さん方からのご要望等も取り入れながら具体的な計画を作成していく予定としております。

なお、行政組織につきましても、一部見直すべきと考え、予算とは別に組織再編の条例改正案も提案させていただいております。

最後に、町民のみなさんのご要望の総てにお応えすることはなかなかできませんけれども、そしてその困難な予算でありますけれども、2月補正と合わせて執行に際しましては、更なる事務事業の見直しや、費用対効果を基本に、慎重なる予算執行をしてまいりたいと考えているところでございます。重ねてではあります、町民皆さん方の元気、安心・安全を目指して、町政を進めてまいる決意でございます。議員の皆さま、そして町民の皆さま方の温かいご支援、そして深いご理解、ご協力をお願い申し上げまして、平成22年度の大山町施政方針の説明に変えさせていただきます。長い間の時間ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野口俊明君） これで町長の施政方針の説明を終わります。休憩いたします。再開は午後1時です。

午後12時2分 休憩

午後1時 再開

○議長（野口俊明君） 再開いたします。先ほど諸般の報告として町長から、地方自治法第181条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分事項の報告を受けましたが、報告の一部について訂正の申し出がありましたので、これを許します。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 誠に申し訳ございません。先ほど午前中に報告いたしました報告第1号 議会権限に続する事項中町長において専決処分すべき事項にかかる報告の中でございますけれども、報告の中に誤りがございました。お詫びを申し上げて訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。報告の最後に、支払っておりますという具合に申し上げたところでございますけれども、支払いはこれからでございます、支払うことといたしておりますということでございますので、一つ訂正をよろしくお願い申し上げます。

これからの提案をいたしますところの議案第50号の平成21年度大山町一般会計補正（第8号）の中で予算づけをさせていただいております案件でございますので、どう

ぞよろしくお願ひ申し上げます。誠に申し訳ありません。よろしくお願ひします。

日程第5 議案第17号から日程第15 議案27号

○議長（野口俊明君） 日程第5、議案第17号 大山町農産物処理加工施設条例の制定についてから、日程第15、議案第27号 大山町立学校設置条例の一部を改正する条例についてまで、計11件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） ただいま上程いただきました案件につきまして提案理由の説明を述べさせていただきます。

まず議案第17号 大山町農産物処理加工施設条例の制定についてでございます。提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町農産物処理加工施設が3月26日に工事完成する予定であることに伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、大山町農産物処理加工施設の設置及び管理に関する事項について定めるものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。以上で、議案第17号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第18号 大山町若者向け住宅条例の制定について提案理由の説明をいたします。

本案は、若者定住の促進を図ることを目的に、若者向け住宅を設置することに伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、大山町若者向け住宅の設置並びにこれらの管理に関する事項について定めるものでございます。

制定の主な内容といたしましては、条例第7条（入居者の資格）の中に「39歳までの夫婦世帯又は39歳までの単身者」と年齢の制限を設けること。第8条第1項（入居期間）に「入居期間は原則5年間とし、特に認めた場合3年間の期間延長を認める」と入居期間の制限を設けることにより、入居者を若者に限定し、入居者の固定化を防ぐことを目的として、入居条件を明確化するものでございます。以上で議案第18号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第19号 大山町行財政改革審議会条例の制定についてでございます。提案理由の説明をいたします。

社会経済情勢の急激な変化と地方分権の時代に対応し、簡素で効率的な行政運営を実現するため、行財政改革の推進が求められているところでございます。本町におきましては、「地方公共団体における行政改革のための新たな指針の策定について」により示された指針をもとに、「大山町行財政改革大綱」及び「集中改革プラン」を策定し行財政改革を進めてまいったところでございます。

この計画が平成21年度末で終了いたしますので、平成22年度以降の行財政改革に関する計画を策定する予定といたしております。

住民の方々にとりまして、公正かつ適正な行財政改革を進めるためには、内部での検討ばかりではなく、広く町民の皆さん、有識者の皆さんのご意見を伺いながら行財政改革を進める必要がございます。本条例はそのための審議会を設置する条例でございます。

条例では、委員の数を12名以内とし、学識経験者、公共団体等を代表する者、町民の方といたしております。また、必要に応じて補助金に関する事項など個別の案件について検討していただくため、部会を設けるようにいたしております。

なお、施行日は公布の日といたしております。以上で議案第19号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第20号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由の説明を申し述べます。

特に長い時間外勤務を強力に抑制し、また、こうした時間外勤務を命ぜられた職員に休息を与えるため、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外手当の支給割合を引き上げるとともに、当該支給割合の引き上げ分の支給に変えて代休を指定することができる制度が新設されることになりました。

民間では、労働基準法の改正により、又地方公務員においては、地方公務員法の改正により、平成22年4月から施行されることになりました。

この改正にあわせ関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

第1条では、大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、第2条では、大山町職員の給与に関する条例、第3条では、大山町育児休業等に関する条例、第4条では、大山町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例について所要の改正を行います。

なお、施行日は平成22年4月1日といたしております。以上で議案第20号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第21号 大山町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

大山町課設置条例の一部を改正する条例について、これは本町では平成17年に合併して以降、平成20年度に大きな機構改革を行っております。その後2年経過をいたしたところですが、一層の住民サービスと効果的な運営を図るため機構改革を行うものでございます。

福祉保健課においては、福祉、介護、保健などに関する業務を行っておりますが、高齢化の影響もあり業務は年々増大しております。また、高齢化や生活習慣病などの増加により医療費も年々増加しておるところでございます。

更に福祉、介護を充実させるとともに、保健事業の充実により医療費を削減していく

ため、福祉保健課、診療所事務局を再編し、福祉、介護を担当する福祉介護課と保健、医療を担当する保健課を設置をいたします。

また、大山恵みの里計画の推進のため設置しておりました大山振興課につきましては、大山恵みの里プランがより具現化し、農林漁業の一次産品の高付加価値化及びブランド育成・販路拡大等と、大山から日本海までの一円の体験型観光の育成・強化をより効果的に進めるため、大山振興課で行っておりました業務を観光商工課と農林水産課に移し、大山振興課を廃止をいたすものでございます。

今後は観光商工課内において一次産業、二次産業、三次産業をあわせた取り組みや農林水産課において大山恵みの里公社と協力した農産品の開発・大山ブランド製品づくりなどに一層力を入れてまいりたいと存じます。

なお、施行日は平成22年4月1日といたしております。以上で議案第21号の提案理由の説明を終わります。

議案第22号 大山町身体障害者、知的障害者及び精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてでございます。提案理由のご説明をいたします。

町では、障害者手帳をお持ちの方へ、疾病や負傷による医療費の助成をおこなっております。この条例では、障害者手帳を持ちの方の健康の保持及び生活の安定を図ることを目的とし、助成の要件等を定めております。

改正内容は、助成対象から除いておりました歯科診療費を、助成の対象とするものでございます。またあわせて、条文の条項の整理を行うものでございます。以上で議案第22号の提案理由説明を終わります。

続きまして議案第23号 大山町障害者通所・通院費助成金交付条例の一部を改正する条例についてでございます。提案理由のご説明をいたします。

町では、障害のある方が小規模作業所等に通所される場合及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が精神疾患治療のために医療機関へ通院する場合に要する通所費及び通院費の助成をおこなっております。

この条例では、障害のある方の社会参加・定期診療の推進を目的とし、助成要件等を定めておるところでございます。

改正の内容は、通所の助成対象施設について、従来から対象としております小規模作業所、精神障害者社会復帰施設に加え、障害者自立支援法第5条の事業を行う事業所の一部及び特定旧法施設の一部も対象とするものでございます。以上で議案第23号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第24号 大山町消防団条例の一部を改正する条例についてでございます。提案理由の説明をいたします。

本案は、公設消防団員が自営業中心からサラリーマン中心に変わるにつれて、昼間の火災に対応する人員が不足するという喫緊の課題が生じており、既設の分団での実働人

員の確保対策もままならい、なかなか進まないこと、また、特に他に大山地区から中山地区と同様の体制を望む声が大きく大山地区に役場分団を結成すべきであると判断し、団員定数の見直しをすることと、あわせて根拠法令である「消防組織法」の改正により条ずれが生じておりますので、該当条文の改正を行うものでございます。

なお、施行日は平成22年4月1日といたしております。以上で議案第24号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第25号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。提案理由の説明をいたします。

後期高齢者医療制度の創設に伴い、健康保険等の加入者でありました者が、後期高齢者医療に移行することに伴い、その被扶養者でありました者が健康保険等から国民健康保険に加入することとなりました。これにより、これまで保険料を賦課されておられなかった者に新たに保険税負担が発生をすることから、該当の世帯には資格取得から2年間、後期高齢者医療制度と類似の軽減措置を国民健康保険税条例により実施しておりました。

このたび後期高齢者医療制度の保険料軽減措置が2年間から当分の間、継続されることになりましたことから、国保においても当分の間継続することになり、大山町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

平成22年4月1日から施行し、平成22年度分から適用するものでございます。以上で議案第25号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第26号 大山町立ふるさとフォーラムなかやま条例の一部を改正する条例についてでございます。提案理由の説明をいたします。

ふるさとフォーラムなかやま友好館は、平成8年4月に開館をして以来、町内外の多数の皆さまに交流・研修の場として、使用していただいているところでございますが、現行では、施設の宿泊に係る使用料が部屋ごとに設定してあるため、定員に満たない少人数での利用の際には、割高となっている状況でございます。

このため、利用者一人当たりの使用料設定に変更することで、きめ細やかな対応となり、小グループでも利用しやすい施設とするものでございます。これで、議案第26号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第27号 大山町立学校等設置条例の一部を改正する条例についてでございます。提案理由の説明をいたします。

本案は、「大山町立学校等設置条例」の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

内容は、大山小学校赤松分校を本年3月末をもって閉校とすることに伴い、小学校の名称及び位置を改めることについて条例の一部を改正するものでございます。

なお、施行の日は、平成22年4月1日といたしております。以上で、議案27号の

提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

日程第 16 議案第 28 号

○議長（野口俊明君） 日程第 16、議案第 28 号 工事請負変更契約の締結について（御来屋漁港整備工事）を議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） ただいま上程いただきました議案第 28 号 工事請負変更契約の締結について（御来屋漁港整備工事）でございます。提案理由の説明を申し上げます。

平成 21 年 6 月 16 日締結、これの御来屋漁港整備工事の工事請負変更契約を締結することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容は、工期の完成日を平 22 年 3 月 23 日から 114 日延長し、平成 22 年 7 月 15 日までとするものでございます。契約の目的、契約の金額及び契約の相手方には変更ございません。

工期延長の主な要因は、昨年 12 月から海上の天候の悪い状態が続き台船の輸送が行えないため、作業進捗に支障をきたし、工期内完成が困難と判断いたしましたところでございます。このため荒天時期を避けて工期を延期し工事の安全性を確保するものでございます。以上で議案第 28 号の提案理由の説明を終わります。以上よろしくお願ひ申し上げます。

日程第 17 議案第 29 号から日程第 37 議案第 49 号

○議長（野口俊明君） 日程第 17、議案第 29 号 平成 22 年度大山町一般会計予算から、日程第 37、議案第 49 号 平成 22 年度大山町索道事業会計予算まで、計 21 件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） ただいま上程いただきました案件につきまして提案理由の説明を述べさせていただきたいと思ひます。

まず議案第 29 号 平成 22 年度大山町一般会計予算についてでございます。提案理由の説明を述べさせていただきます。

第 1 条で、平成 22 年度大山町一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出 97 億 7,000 万円と定め、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によるところといたしておるところでございます。

予算総額は、21年度が骨格予算でございましたために前年度と比較して、額にして6億4,000万円の増、率にして7.0%の増であります。

次に、第2条では、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」によることといたしておるところでございます。

第3条では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」によることといたしておるところでございます。

第4条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定めております。

第5条では、歳出予算の流用について、定めております。

そして平成22年度一般会計予算の特徴的なものとしたしましては、本予算とは別に2月に議決をいただきました国の2次補正を受けての「地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業」3億円強とあわせての予算執行となること、また歳入におきましては、長引く経済不況、雇用不安により、税収が大幅に落ち込むことが予想され、町税収入総額が前年度に比べ1億円以上の減収の14億4,800万円程度となる見込みであること、地方交付税は前年度と同程度の47億円を見込んでおりますこと、国全体におきましても地方交付税の原資であります所得税や法人関係税の大幅な減収が見込まれることから、地方交付税に替わる「臨時財政対策債」の発行予定額を前年度比50%余り増の7億9,830万円を見込んでいることとございます。

次に歳出につきまして、主なもの・特徴的なものを目的別にご説明を申し上げます。議会費は、1億116万8,000円であります。

総務費は、15億2,739万5,000円であります。特徴的なものとしたしましては、地域の振興及び一体感醸成を目的とした合併振興基金積立金2億1,600万円、住民自治組織育成支援にハード・ソフトあわせて2,233万4,000円、コミュニティ助成事業1,060万円、大山恵みの里公社の公益部門を支援する大山恵みの里プロジェクト推進事業費3,623万4,000円、御来屋地区の観光看板や道標を整備する「御来屋活性化事業」費2,373万7,000円、情報通信事業特別会計繰出金3億500万7,000円、また町内の今後の公共交通の具体的なあり方を検討する経費161万5,000円、参議院議員通常選挙費2,059万5,000円、中山地区の財産区議会議員選挙費412万円、国勢調査費778万5,000円であります。

民生費は、24億1,136万4,000円あります。特徴的なものは、町単独の子育て支援医療費助成事業で600万円、福祉タクシー事業の充実として675万1,000円、外出支援事業の充実として857万円、国保事業特別会計繰出金といたしまして1億3,361万円、「後期高齢者医療費療養給付費負担金」2億1,038万9,

000円、後期高齢者医療、介護保険及び介護保険事業特別会計繰出金合わせて3億5,988万2,000円、障害者福祉費で、扶助費3億201万7,000円、本年2月・3月分の児童手当2,001万円、新規に、新政権によります「子ども手当」2億4,341万2,000円、保育所費は、総額5億4,458万8,000円ではありますが、乳幼児対策として、基本的な生活習慣の定着を目指し、新たに「心とからだいきいきキャンペーン事業」に取り組むことといたしておるところでございます。

衛生費は、7億2,556万6,000円を計上いたしております。主なものは、各種予防接種委託料2,300万円で、新たに「肺炎球菌ワクチン接種料」を追加しております。

健康づくり推進事業では、基本健診の推進に努めるほか、各種がん検診委託料1,800万円を計上し、女性特有のがん検診の推進に努める予定でございます。

そのほか診療所会計への繰出し金6,514万2,000円、2箇所の焼却施設管理運営費を含む塵芥処理費2億2,441万9,000円、西部広域行政管理組合負担金1億6,808万2,000円、生ゴミ処理機購入補助金30万円、し尿処理費で西部広域行政管理組合負担金4,666万8,000円、合併処理浄化槽設置補助金502万1,000円あります。

農林水産業費は、11億9,791万4,000円を計上いたしております。特徴的な取り組みといたしましては、異業種参入のための「企業等参入促進支援事業補助金」250万円、耕作放棄地再生利用推進事業補助金の継続で1,000万円、結婚対策協議会補助の拡充により100万円、大山ブランド開発支援事業補助の拡充により336万円、農産物の周年栽培に対応するための「大山エコ農業推進モデル事業補助金」の創設で1,000万円、農地費では新規に「しっかり守る農林基盤交付金事業」に取り組むことといたしまして、4,220万円の計上をいたしております。

林業費では、県植樹祭開催事業130万1,000円、緑の産業再生プロジェクト事業で450万円、また漁港建設費で、御崎漁港及び御来屋漁港整備事業費あわせて5,952万1,000円の予算化をいたしております。

商工費は、3億3,247万6,000円あります。特徴的なものは、中小企業小口融資資金貸付金8,018万円余り、また緊急経済対策といたしまして、県の緊急雇用創出交付金を受けた雇用の対策費4,201万3,000円、町単独の雇用対策費で2,865万3,000円、また、単町での中小企業緊急経済対策融資保証料補助金1,000万円、「大山」を「だいせん」と認知してもらうための大山だいせんプロジェクト事業費これの費用で、1,608万5,000円、大山アルペンライン街並み環境整備事業3,074万9,000円、大山寺地区に「足湯」施設の整備など「にぎわい復活事業」2,131万1,000円などございます。

土木費は、7億4,269万2,000円を計上いたしております。新規のものにつ

きましては、道路パトロール車、除雪ドーザ及び除雪トラック3台の購入費2,984万7,000円、道路新設改良費は1億9,387万5,000円で、継続事業の施工と合わせて、地域活力基盤創造交付金等を活用して中山インター線・退休寺線など7路線の測量設計や一部用地取得を行い、計画的な道路網整備に取り組む予定であります。

消防費は、3億1,139万4,000円であります。

主なものは、常備消防費で西部広域行政管理組合負担金2億6,720万2,000円であります。

新年度から「大山役場分団」を設置し、特に平日日中の火災対応を充実する予定をいたしております。

教育費は、8億8,309万9,000円でございます。特徴的なものは、年次的に実施してまいりました学校施設の耐震補強及び大規模改修工事につきまして、今回大山小学校分1億7,453万2,000円を計上いたしております。これで全ての小中学校の施設整備が完了の予定でございます。

このほか、地域と取り組む学ぶ力の育成事業、学力向上学校活性化事業、地域ぐるみの学校安全体制整備の推進など家庭・地域・学校が一体となって児童・生徒の学力向上などに取り組む計画でございます。

公債費は、15億1,878万3,000円を計上いたしております。元金償還金が13億2,595万4,000円、償還金利子が1億9,282万3,000円でございます。

予備費は、1,814万9,000円を計上し、不測の事態に備えることといたしております。

給与費につきましては、事項別明細書の189ページ・190ページになりますが、特別職が1億7,415万3,000円、一般職が給料、職員手当、共済費合わせまして16億3,611万3,000円計上いたしております。

以上で、議案29号の提案理由の説明を終わりますが、お手元に配付させていただいております予算の概要につきましてもご覧いただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(近藤大介議員 退席)

次に、議案第30号 平成22年度大山町土地取得特別会計予算についてでございます。提案理由のご説明をいたします。

第1条につきまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10万2,000円と定めております。

歳入についてご説明をいたします。

第5款財産収入では、第5項財産運用収入で土地開発基金利子10万円を、第15款繰越金では、第5項繰越金で繰越金1,000円、第20款諸収入では、第5項町預金

利子で1,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第10款諸支出金の第5項公有財産取得費で土地開発基金繰出金10万2,000円を計上いたしております。以上で議案第30号の説明を終わります。

(近藤大介議員 復席)

続きまして議案31号 平成22年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきまして提案理由の説明をいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,701万7,000円と定めております。

まず、歳入の主なものは、第5款第5項県補助金1,477万2,000円、第20款諸収入第10項で貸付金元利収入2,218万1,000円といたしております。

なお、第25款町債につきましては、廃目としております。

次に歳出について、説明をいたします。

第5款総務費、第5項総務管理費2,173万3,000円の主なものは、一般会計への繰出金としております。

第10款公債費、第5項公債費1,528万4,000円は、起債の元利償還金を計上いたしております。以上で、議案第31号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第32号 平成22年度大山町開拓専用水道特別会計予算についてでございます。提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町が管理します開拓専用水道の維持管理に要する経費を計上しております。

第1条では、平成22年度大山町開拓専用水道の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,398万3,000円と定めております。

内容につきまして歳入から説明をいたします。

第5款管理収入の1,021万2,000円は、計量給水料を計上いたしております。

第10款使用料及び手数料の1,000円は、工事検査手数料を見込んでおります。

第15款財産収入の1,000円は、開拓専用水道施設整備基金利子を見込んでおります。

第20款寄付金の20万円は、開拓水道加入寄付金であります。

第25款繰越金の344万9,000円は、前年度の繰越金を見込んでおります。

第30款諸収入の12万円は、預金利子や開拓専用水道施設管理組合負担金を見込んでおります。

次に歳出について説明をいたします。

第5款総務費の1,148万3,000円は、施設管理に要する経費や基金積立金等を計上をいたしております。

第90款予備費の250万円は、不測の事態に備えるものでございます。以上で議案第32号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案33号 平成22年度大山町地域休養施設特別会計予算についてでございます。提案理由の説明をいたします。

平成22年度からは、指定管理から直営で管理運営を行うものでございます。

第1条において、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,082万6,000円と定めております。

まず、歳入の主なものは、第5款第1項施設使用料1,028万9,000円、第10款繰入金第1項で一般会計繰入金1,053万6,000円といたしております。

次に歳出について、説明をいたします。

第5款総務費、第1項一般管理費2,082万6,000円の主なものは、施設管理費及び営業用需用費、原材料代等であります。以上で、議案第33号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第34号 平成22年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算についてでございます。提案理由の説明をいたします。

本案は、高齢者の居室や障害者の住宅を整備するため、資金の一部を貸付する事業の特別会計であります。事業は昭和60年度で終了し、起債の償還も平成7年度で終了いたしておりますため、現在は、貸付金の未償還金を徴収するのみの会計となっております。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ16万7,000円であります。

歳入につきましては、貸付金元利収入等16万7,000円、また歳出につきましては、一般会計繰出金16万7,000円であります。以上で議案第34号の提案理由説明を終わります。

続きまして議案第35号 平成22年度大山町簡易水道事業特別会計予算についてでございます。提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町が管理します簡易水道の維持管理に要する経費を計上いたしております。

第1条では、平成22年度大山町簡易水道事業の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ742万1,000円と定めております。

内容につきまして歳入から説明いたします。

第10款使用料及び手数料の229万円は、水道使用料を計上いたしております。

第20款繰入金の512万8,000円は、一般会計繰入金を見込んでおります。

第25款繰越金は1,000円、第30諸収入の預金利子と雑入は2,000円を計上いたしております。

次に歳出について説明します。

第5款総務費の386万9,000円は、施設管理に要する経費を計上いたしております。

第15款公債費の354万9,000円は、起債の元利償還金であります。

第20款予備費の3,000円は、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第35号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第36号 平成22年度大山町国民健康保険特別会計予算についてでございます。提案理由の説明をいたします。

本会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億82万8,000円といたしております。この予算額は、前年度に比べて5,579万5,000円の減で、率にして2.5%の減であります。

歳入から款を追って主なものを説明いたします。

第5款国民健康保険税4億2,251万2,000円は、一般被保険者分と退職者被保険者分の保険税を計上いたしております。収納率は、一般被保険者、退職被保険者共に93%を見込んでおります。税率税額につきましては、5月の本算定時に決定したいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

第10款使用料及び手数料12万円は督促手数料でございます。

第15款国庫支出金6億5,766万8,000円は、一般被保険者分の療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び財政調整交付金が主なものでございます。

第20款前期高齢者交付金 3億4,750万7,000円は、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

第25款療養費給付費等交付金9,510万5,000円は、退職被保険者に係る交付金でございます。

第30款県支出金1億1,332万1,000円は、高額医療費共同事業県負担金、特定健康診査等県負担金及び財政調整交付金でございます。

第35共同事業交付金2億8,094万7,000円は、鳥取県国保連合会からの保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業交付金でございます。

第40款財産収入12万5,000円は、基金積立金の預金利息であります。

第45款寄付金1,000円は、科目存置とするものでございます。

第50款繰入金2億8,080万1,000円は、保険基盤安定繰入金と職員人件費分繰入金、出産育児一時金繰入金及び財政安定化支援事業繰入金を法定により一般会計から繰入れするものと、税負担の高騰を抑制するため国保基金から1億4,719万1,000円繰入するものであります。

第55款繰越金100万円は、前年度の繰越金を見込んで計上いたしております。

第60款諸収入172万1,000円は、保険税滞納処分費、交通事故等による賠償

金が主なものでございます。

次に歳出について説明をいたします。

第5款総務費5,221万9,000円は、職員4人分の給与費等とレセプト点検員の賃金、各種電算委託料、国保連合会負担金及び国保税に係る賦課徴収費が主なものでございます。

第10款保険給付費14億5,492万4,000円は、実績等から推計をいたしまして、一般及び退職被保険者に係る療養諸費、一般及び退職被保険者に係る高額医療費は減、出産育児一時金については増として見込んでおるところでございます。

第15款後期高齢者支援金等2億2,589万5,000円は、平成20年4月から開始されました後期高齢者医療制度の支援金であります。

第20款前期高齢者納付金等41万9,000円の主なものは、前期高齢者納付金として社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございます。

第25款老人保健拠出金122万1,000円は、老人医療費の町負担分を社会保険診療報酬支払基金に拠出するものであります。

第30款介護納付金1億1,213万9,000円は、介護保険2号被保険者に係る納付金であります。

第35款共同事業拠出金3億1,234万5,000円は、高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業に対する国保連合会への拠出金でございます。

第40款保健事業費3,228万8,000円は、特定健康診査等事業、国保優良家庭表彰事業、人間ドック検診委託料等に係る経費が主なものでございます。

第45款基金積立金12万5,000円は預金利息を国保基金へ積み立てるものでございます。

第50款公債費1,000円は、一時借入金利子として科目存置するものであります。

第55款諸支出金810万2,000円は、保険税の還付金及び直営診療施設に係る特別調整交付金を、国民健康保険診療所特別会計へ繰り出すものが主なものでございます。

第90款予備費115万円を計上し、不測の事態に備えるものでございます。以上で議案第36号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） 説明の途中でありますが、休憩いたします。再開は2時10分。

午後2時 休憩

午後2時10分 再開

○議長（野口俊明君） 再開します。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 続きまして、議案第37号 平成22年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本会計は、国民健康保険直営診療施設であります名和、大山、大山口の3診療所を適

正に経営管理するものでございます。

本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億2,882万9,000円です。

歳入から説明をいたします。

第5款診療収入3億3,330万3,000円は、大山診療所が入院を休止しているため、全額、外来収入であります。

第10款サービス収入300万円は、介護保険適用となります大山口診療所の訪問リハビリ収入であります。

第15款使用料及び手数料1,962万円は、診断書料などの文書料、健康診断手数料、予防接種手数料であります。

第20款財産収入は、科目存置のため3,000円を計上しております。

第30款繰入金7,145万7,000円は、各診療所の施設整備に要した起債償還金への充当及び診療所運営のための必要経費の補填並びに医療用備品購入に係る国の調整交付金として、一般会計及び国保特別会計から繰り入れするものでございます。

第35款繰越金は、科目存置のため3,000円を計上いたしております。

第40款諸収入144万3,000円は、往診時の車代や保険適用にならない医療用消耗品代が主なものでございます。

次に歳出について説明をいたします。

第5款総務費1億7,977万7,000円は、職員・嘱託職員の給与並びに臨時職員賃金などの人件費として、報償費は派遣医師の謝礼金として、また旅費は学会など研修旅費として、需用費は各診療所の電気代など光熱水費として、委託料は建物警備や消防設備などの保守管理料として、また使用料及び賃借料は往診車のリース料を主なものとして計上いたしております。また、負担金補助及び交付金は、西部医師会負担金が主なものであります。

第10款医業費1億9,972万2,000円の内訳でございますが、需用費は患者に処方します医薬材料代1億7,640万円が主なものであります。委託料は、医療用機器の保守点検328万9,000円及び血液検査などの臨床検査委託料708万円が主なものであります。使用料及び賃借料では医療機器リース料591万2,000円が主なものであります。備品購入費は、眼底カメラと超音波骨密度測定装置の導入のため計上いたしております。

第15款公債費4,903万円は、各診療所の施設整備に要した起債償還金の元金と利子であります。

第20款予備費30万円は、不測の事態に備えて計上いたしております。以上で議案第37号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第38号 平成22年度大山町後期高齢者医療特別会計予算について

でございます。提案理由の説明をいたします。

本会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億8,654万1,000円と決めました。この予算額は、前年度に比べて999万7,000円の減額、率にして約5.1%の減であります。

歳入から説明を述べます。

第5款保険料1億1,139万9,000円は、被保険者に係る後期高齢者保険料であります。

第10款使用料及び手数料2万4,000円は督促手数料を見込んでおります。

第20款繰入金7,511万円は、保険基盤安定繰入分と事務費を一般会計から繰り入れするものでございます。

第25款繰越金1,000円を科目存置しております。

第30款諸収入7,000円は、延滞金、町預金利子、その他雑入を計上いたしております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

第5款総務費357万6,000円は、後期高齢者医療システム保守委託料、一般通信運搬費が主なものでございます。

第10款後期高齢者医療納付金1億8,223万6,000円は、広域連合への保険料負担金と事務費負担金であります。

第15款諸支出金70万円は、保険料還付金を見込んでおります。

第20款予備費を2万9,000円として、財源調整を図っております。以上で議案第38号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第39号 平成22年度大山町老人保健特別会計予算についてでございます。提案理由の説明をいたします。

本会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ10万円と定めております。

老人保健制度は平成19年度で廃止されましたが、老人保健特別会計としては医療費の支払いについては再審査及び過誤分のみの支払いを見込み、また平成22年度は清算事務が発生するため、平成22年度まで、特別会計を存続する必要がございます。

歳入から款を追って説明をいたします。

第5款支払基金交付金3万8,000円は、診療報酬支払基金から負担割合に応じた医療費交付金が主なものでございます。

第10款国庫支出金2万3,000円は、医療費に対する国庫負担分でございます。

第15款県支出金5,000円は、医療費に対する県負担分であります。

第20款繰入金3万1,000円は、医療費に対する町負担分を一般会計から繰り入るものでございます。

次に歳出について説明をいたします。

第5款医療諸費7万1,000円は、医療機関等に支払う医療費が主なものであります。

第10款諸支出金償還金3,000円は、過年度の医療費に係る償還金、または一般会計繰出金を廃目するものでございます。

第90款予備費2万6,000円は、歳入歳出の財源調整をおこなうものでございます。以上で議案第39号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案40号平成22年度大山町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ18億2,592万2000円といたしております。

歳入から款を追って主なものについて説明をいたします。

第5款保険料3億1,149万5,000円は、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料でございます。

第15款国庫支出金4億2,670万9,000円は、介護給付費に対する国の負担分2億9,312万9,000円、介護保険の財政不均衡を是正するために交付される調整交付金1億1,734万円、介護予防事業等への地域支援事業交付金1,624万円であります。

第20款支払基金交付金5億1,122万4,000円は、介護給付交付金と地域支援事業支援交付金として第2号被保険者の負担分が交付されるものであります。

第25款県支出金2億9,100万7,000円は、介護給付費に対する県負担分2億5,165万7,000円、地域支援事業交付金812万円並びに小規模多機能居宅型介護事業所整備等に係る地域介護・福祉空間整備交付金3,123万円であります。

第30款繰入金2億8,465万6,000円は、介護給付費、地域支援事業費に対する町の負担分及び職員給与費、事務費の一般会計から繰入金と介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入金であります。

第35款繰越金を科目存置として1,000円計上しております。

第40款諸収入79万8,000円は、地域支援事業に係る利用者負担金他であります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第5款総務費7,148万円は、一般管理費では職員3名分の給与費及び介護保険システム保守委託料と小規模多機能居宅型介護事業所整備等に係る地域介護・福祉空間整備交付金。また連合会負担金では、主治医意見書作成委託料が主なものでございます。認定審査会負担金、認定等調査費では、介護認定審査会負担金、介護認定訪問調査委託料であります。

第10款保険給付費16億7,627万2,000円は、介護サービス等諸費では、

居宅介護サービス給付費など6種類のサービスに対しての給付費、特定入所者介護サービス費では、低所得者に対する軽減分の給付費、その他の諸費では、審査支払手数料、高額介護サービス費では自己負担の上限額を超えた部分の給付費、また介護予防サービスでは、介護予防サービス給付費など5種類のサービスに対しての給付費を実績から推計し、計上をいたしております。

第15款地域支援事業費7,184万円は、特定及び一般高齢者の介護予防事業に係る経費等及び包括支援センター運営費として、4名の職員給与費、嘱託職員、医師賃金等を計上をいたしております。

第25款公債費200万円は、鳥取県介護保険財政安定化基金への償還金であります。

第30款諸支出金133万円は、第1号被保険者の還付金及び還付加算金であります。

第90款予備費300万円は、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第40号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第41号 平成22年度大山町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

本会計は、休止中であります大山診療所の介護療養型医療施設運營業務を適正に経理処理するものでございます。

本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ403万4,000円であります。

歳入から説明をいたします。

第15款繰入金403万2,000円は、大山診療所の介護療養型医療施設整備に係る借入金償還金の全額を一般会計から繰入れするものであります。

第20款繰越金は、科目存置のため1,000円を計上しております。

第25款諸収入も、科目存置のため1,000円を計上しております。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第15款公債費403万2,000円は、介護療養型医療施設整備に係る起債元金償還金並びに起債償還金利子であります。

第20款予備費には歳入歳出調整のため2,000円を計上いたしております。以上で議案第41号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第42号 平成22年度大山町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町が管理します17箇所の農業集落排水処理施設の維持管理に要する経費を計上いたしております。

第1条では、平成22年度大山町農業集落排水事業の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億223万1,000円と定めております。

第2条では、予算の流用について定めております。

内容につきまして歳入から説明をいたします。

第5款分担金及び負担金の106万円は、現年度の新規加入分担金90万円と名和处理区、光徳処理区の過年度分担金16万円を計上いたしております。

第10款使用料及び手数料の1億821万1,000円は、下水道使用料収入を見込んでおります。

第20款県支出金2,400万円は、農業集落排水事業費県補助金を見込んでいるところでございます。

第25款繰入金の3億6,745万8,000円は、一般会計繰入金を見込んでおります。

第30款繰越金に1,000円を計上し科目存置しております。

第35款諸収入150万1,000円は、町預金利子と高規格道路工事に伴う物件移転補償費を見込んでおります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第5款事業費の1億4,985万4,000円は、17箇所の施設の維持管理費、コンポスト施設の維持管理負担金等が主なものでございます。

第10款公債費の3億5,107万7,000円は、起債の元利償還金であります。

第15款諸支出金の10万円は、農業集落排水使用料の還付金を計上いたしております。

第90款予備費の120万円は、不測の事態に備えるものでございます。以上で議案第42号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第43号 平成22年度大山町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町が管理する4箇所の公共下水道処理施設の維持管理に要する経費を計上いたしております。

第1条では、平成22年度大山町公共下水道事業の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,730万5,000円と定めております。

第2条では、予算の流用について定めております。

内容につきまして歳入から説明をいたします。

第5款分担金及び負担金の453万円は、各処理区の手分担金収入を見込んでおります。

第10款使用料及び手数料の1億270万8,000円は、下水道使用料収入を見込んでおります。

第20款繰入金の3億3,006万4,000円は、一般会計繰入金を見込んでいます。

第25款繰越金に1,000円計上し、科目存置をしております。

第30款諸収入の2,000円は、町預金利子、雑入におのおの1,000円計上し科目存置しております。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第5款事業費の1億1,198万4,000円は、4箇所施設の維持管理費、コンポスト施設の維持管理負担金等が主なものであります。

第10款公債費の3億2,422万1,000円は、起債の元利償還金であります。

第15款諸支出金の10万円は、下水道使用料の還付金を計上いたしております。

第90款予備費の100万円は、不測の事態に備えるものでございます。以上で議案第43号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第44号 平成22年度大山町風力発電事業特別会計予算についてでございます。提案理由のご説明をいたします。

本案は、風力発電所施設の運転管理、施設管理に要する経費を計上いたした予算でございます。平成22年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,758万4,000円と定めております。

歳入からご説明をいたします。

第15款繰入金は、一般会計からの繰入金を319万6,000円、第25款諸収入は、主に売電収入で2,438万8,000円を見込んでおります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第5款総務費は、929万1,000円で、主なものは、風力発電所の保守点検に係る電気主任技術者賃金117万円、保守点検業務委託料499万円、売電事業収入に係る消費税85万円であります。

第10款公債費は、1,829万3,000円で、財政融資資金の元金償還金として1,582万3,000円、償還金利子247万円であります。以上で、議案第44号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第45号 平成22年度大山町温泉事業特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、なかやま温泉にかかる温泉の給湯事業及び、温泉館・お食事処ナスパルの指定管理等に要する経費を計上いたしております。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ450万4,000円と定めております。

歳入の主なものは、温泉使用料348万7,000円、一般会計繰入金101万4,000円であります。

一方歳出であります。指定管理者であります株式会社かいけに支払う、指定管理料350万円、施設修繕料80万円、消費税5万円が主なものでございます。

また、指定管理の期間を平成22年度から平成24年度までの3年間としており、債務負担行為の限度額も設定させていただいております。

これで、議案第45号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第46号 平成22年度大山町宅地造成事業特別会計予算について、

提案理由の説明をいたします。

本案は、平成22年度に行うナスパルタウンの土地の売り払い、分譲地の管理費、販売促進費、売却による借入金の返済と新たに整備、分譲を開始いたします大山口駅前団地の整備費、土地の売り払いを主に計上した予算であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,799万7,000円と定めております。

歳入から説明をいたします。

第5款財産収入4,398万2,000円は、分譲地の土地貸し付けと土地売り払いによる財産収入であります。

第10款繰入金1,790万5,000円は、一般会計からの繰入金であります。

第20款諸収入1万円は預金利子であります。

第25款町債1,610万円は、新たに整備、分譲いたします大山口駅前団地の整備に対して起債を受けるものでございます。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第5款宅地造成事業費1,977万6,000円の主なものは、ナスパルタウンの分譲に係る購入者紹介謝礼、販売促進にかかる費用、分譲地の維持管理委託料と新たに分譲いたします大山口駅前団地造成工事費、購入者への特典制度として定住促進助成金を計上いたしております。

第10款公債費5,822万1,000円は起債の元利償還金であります。以上で議案第46号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第47号 平成22年度大山町情報通信事業特別会計予算についてでございます。提案理由の説明をいたします。

本案は、情報通信設備を中海テレビ放送に貸付けて放送通信サービスを提供する事業に関し、貸付収入や施設の維持管理費等を主に計上した予算でございます。

平成22年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出合わせて、それぞれ3億5,128万2,000円と定めております。

歳入からご説明をいたします。

第5款分担金及び負担金30万円は、新規引き込み工事の負担金を見込んでいるところでございます。

第10款使用料は、主に空き芯線の使用料で27万9,000円を計上いたしております。

第15款財産収入は、主に情報通信設備の貸付料で、4,185万円を計上いたしております。

第20款繰入金は、人件費分、公債費相当分及び事業経費を一般会計から繰入するもので、3億500万7,000円を計上いたしております。

第30款諸収入は、主に電柱支障移転の工事補償金等で384万6,000円を計上いたしております。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費1億1,078万4,000円の主なものは、職員の人件費702万9,000円、センター電気代228万円、伝送路等の修繕料270万円、施設保守委託料5,309万4,000円、共架電柱等の使用料及び賃借料2,105万3,000円、電柱支障移転に係る工事費1,593万円であり、施設の維持管理に必要な経費であります。

第10款公債費2億4,039万8,000円は、情報通信施設整備に係る町債の元金償還金2億1,430万4,000円と償還金利子2,609万4,000円であります。

第15款予備費は、不測の事態に対処するための財源として10万円を計上いたしております。以上で議案第47号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第48号 平成22年度大山町水道事業会計予算についてでございます。提案理由の説明をいたします。

はじめに、予算第2条業務の予定量でございますが、給水戸数では5,644戸、年間総給水量で179万立方メートル、一日平均給水量では4,904立方メートルを予定をいたしております。

次に、予算第3条収益的収入及び支出を説明いたします。

第1款水道事業収益の第1項事業収益ですが、給水収益の水道使用料と他会計からの負担金などで2億2,647万5,000円、第2項営業外収益では一般会計より企業債の利息補助などで972万3,000円を計上し水道事業収益の合計を2億3,619万8,000円といたしております。

次に支出、第1款水道事業費用の第1項事業費用でございますが、修繕費、人件費、減価償却費などで1億7,084万2,000円、第2項営業外費用では支払利息及び企業債取扱諸費などで5,396万4,000円を計上し水道事業費用の合計を2億2,521万6,000円といたしております。

続きまして予算第4条 資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入では、他会計からの補助金などで4,046万9,000円、また支出では建設改良による工事費、企業債の償還金などで1億7,114万円を計上いたしております。以上で議案第48号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第49号 平成22年度大山町索道事業会計予算につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、大山中の原スキーリフト並びに中の原スキーセンターを中心とした索道事業についての当初予算につきまして、議決を求めるものでございます。

業務の予定量は、前年計画と同じ規模の、スキーリフト輸送延べ人員で113万4,000人、中の原スキーセンター利用人員5万人を見込んでおります。

これにより、収益的収入の予算額を前年と同額の2億2,210万円とし、その内訳は、リフト運営による索道事業収益1億7,170万円、食堂等附帯事業収益5,040万円といたしております。

一方、収益的支出につきましては、予算額を2億1,944万6,000円とし、その内訳は、リフト運営による索道事業費用1億6,451万9,000円、食堂等附帯事業費用5,492万7,000円でございます。

資本的収入及び支出につきましては、計上いたしておりません。

以上により収入支出の差し引き265万4,000円の純利益を見込んでおるところでございます。

スキー場経営は非常に厳しい状況が続いておりますが、中の原スキー場だけでなく、大山スキー場全体として、更なる経費節減、サービス向上による入場者増加策の推進等につとめ、収益の向上を図って参りたいと考えているところでございます。以上で議案第49号の提案理由の説明を終わります。

日程第38 議案第50号から日程第54 議案66号

○議長（野口俊明君） 日程第38、議案第50号 平成21年度大山町一般会計補正予算(第8号)から、日程第54、議案第66号 平成21年度大山町索道事業会計補正予算(第1号)まで、計17件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） それでは議案第50号 平成21年度大山町一般会計補正予算(第8号)から提案理由のご説明をいたします。

本案は、町税の収入額の調整、譲与税・交付金等の額の調整、事業計画の変更及び決算見込みによります額の調整、特別会計繰出金の額の決定見込み等に伴い、歳入歳出予算の過不足を調整する必要が生じたこと、及び不測の事態により翌年度に繰越して使用します事業の決定、また地方債の変更等の事由により提案するものでございます。

この補正予算(第8号)は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,394万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億7,596万7,000円といたしております。

次に、第1表の歳入でございますが、各費目とも決算見込みによる増減であります、第75款繰入金の基金繰入金につきましては、翌年度への繰越事業費がかなりあることから、財源調整として財政調整基金2億2,000万円を予算化いたしております。

次に歳出についてのご説明でございます。それぞれの事業の決算見込みにより事業費の額の減額が大半でございますが、歳入の国庫補助金で、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」及び「地域活性化・公共投資臨時交付金」が、それぞれ4億6,382万6,000円、そして1億627万8,000円に確定をいたしましたことからお手元に配付をさせていただいております資料のとおり、昨年6月に議決いただきました本年度補正予算（第1号）で充当を予定いたしました51事業から43の事業に変更することとしたところでございます。

それでは今回の歳出補正で増額をしております主なものにつきましてご説明をいたします。

総務費では、一般管理費で、財政調整基金積立金2億4,944万3,000円の追加、公共施設整備基金積立金4,867万3,000円の追加、電子計算費5,846万3,000円の増額であります。

これは総合行政システムの更新を予定をいたしましたものでございまして、財源として経済危機対策臨時交付金を充てることといたしております。

民生費では、社会福祉費の同和対策費で決算見込により住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金397万6,000円の追加、児童福祉費の児童措置費で、新政権による「子ども手当」の支給に対応するためシステム導入委託料378万円を新規計上。

衛生費では、保健衛生費の診療所費で、診療所特別会計への繰出金1,414万8,000円の増額、この繰出金の増額については、特別交付税措置を見込んでおります。

農林水産業費では、農業費の農地費で、第2大名地区ほか2地区の農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業負担金414万3,000円の増額、これは国の事業仕分けにより平成22年度以降国の補助が廃止となるため本年度内での枠どりを決定をいたしましたものでございます。

土木費では、道路維持費で道路除雪費850万円の追加、災害復旧費では、平田漁港海岸災害復旧工事測量設計委託料及び農林水産施設災害復旧事業費あわせて739万3,000円の増額であります。

予備費は、7,835万円の増額で、繰越事業が多いこと、予算の款・項を越えた流用ができないことから財源調整のため増額措置を求めるものでございます。

人件費については、明細書66～67ページにございますように特別職・一般職あわせて3,716万5,000円の減額でございます。

次に第2条では、翌年度に繰越して使用することができる経費を、「第2表繰越明許費」に28事業5億7,638万9,000円を追加いたしております。

また、第3条では地方債の変更につきまして、「第3表 地方債補正」によることとし、合併特例事業をはじめ表中の起債事業限度額をあわせて1億5,730万円減額変更を行っておるところでございます。以上で、議案第50号の説明を終わります。

続きまして議案第51号 平成21年度大山町土地取得特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

本案は所子工業団地関係整備費の事業費の決算見込みにより歳入歳出予算補正の議決を求めるものでございます。

補正額は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ601万5,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1,984万5000円とするものでございます。

第1表の歳入につきまして説明をいたします。

第5款財産収入の財産運用収入は基金利息の決算見込みにより58万6,000円の減額であります。

第10款繰入金第10項基金繰入金は土地開発基金からの繰入金を543万1,000円減額をいたしております。

第20款諸収入は預金利子2,000円の増額でございます。

次に歳出について、ご説明いたします。

第5款事業費では、土地開発事業費543万1,000円の減額、これは、決算見込みにより、公共下水道事業の認可変更業務委託料及び下水道敷設工事費を減額するものでございます。

第10款諸支出金では、第5項公有財産取得費で公共用地取得費58万4,000円を減額いたしております。以上で議案第51号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第52号 平成21年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

本案は、住宅新築資金等貸付金の元利収入などの状況により、既定の予算に過不足を生じたので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ498万円を減額し、歳入歳出の総額を8,074万6,000円とするものでございます。

はじめに、歳入の主なものについて説明いたします。

第5款県支出金第5項県補助金258万9,000円の減額は、住宅新築資金等貸付助成事業補助金で、その主なものは償還推進助成に係わるものでございます。

第10款繰入金397万円6,000円の増額は、一般会計からの繰入金であります。

第20款諸収入、第10項貸付金元利収入746万2,000円の増額は、現年度分346万2,000円、滞納繰越分400万によるものであります。

第25款町債、第5項町債1,460万円の減額は、住宅新築資金等貸付事業債の借換債の減額によるものでございます。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

第5款総務費、第5項総務管理費844万2,000円の主な減額は、一般会計繰出金780万4,000円を減額するものによるところであります。

第10款公債費第5項公債費346万2,000円の増額の主なものは、繰上償還2

件分の元利償還金によるものでございます。以上で、議案第52号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第53号 平成21年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

本案の主な補正内容は、委託業務完了等により各科目の額が確定したことに伴い補正を行うものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を増額し、歳入歳出それぞれ2,154万5,000円とするものでございます。補正内容について歳入からご説明いたします。

第5款管理収入15万円の増額は計量給水料の実績により増額するものでございます。次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費200万1,000円の減額は、水質検査、水源電気探査業務委託料等の金額が確定いたしましたので減額するものでございます。

第90款予備費215万1,000円の増額は額が確定したことにもない減額した予算を予備費に充当いたしています。以上で議案第53号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） ここで休憩いたします。再開は3時20分。

午後3時10分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（野口俊明君） 再開いたします。引き続き議案の説明をしてください。町長、森田増範君。はい、森田町長。

○町長（森田増範君） それでは引き続きまして議案第54号 平成21年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由の説明をいたします。

本案の主な補正内容は、水質検査委託料等の確定にもない減額補正するものでございます。

既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ121万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ961万2,000円とするものでございます。

補正内容につきまして歳入からご説明をいたします。

第10款使用料及び手数料の67万5,000円の減額は、使用料実績により減額をするものでございます。

第20款繰入金54万3,000円の減額は、施設管理費の実績により減額をするものでございます。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第5款総務費の121万8,000円の減額は、施設管理費、水質検査委託料等が確定をいたしました。減じるものでございます。これで、議案第54号の提案理由の説明

を終わります。

続きまして議案第55号 平成21年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきまして、提案理由を説明いたします。

既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ5,355万1,000円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ22億4,997万円とするものでございます。

事業勘定の歳入から主なものを説明をいたします。

第5款国民健康保険税は実績で637万8,000円の増額を見込んでおります。

第15款国庫支出金1,242万1,000円の増は、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金の実績見込みによります増額が主なものでございます。

第25款療養給付費等交付金1,110万円の減は、退職被保険者に係る療養給付費等の減額見込みによるものでございます。

第30款県支出金559万5,000円の増は、高額医療費共同事業負担金等を実績見込みにより増額いたしております。

第35款共同事業交付金972万2,000円の増は、高額医療費共同事業交付金の増額と、保険財政共同安定化事業による交付金の減額を見込んでおります。

第40款財産収入83万円の減は、積立金利子の減であります。

第50款繰入金960万6,000円の減は、一般会計繰入金で保険基盤安定繰入金、及び出産育児一時金繰入金の実績見込みによる減額であります。

第55款繰越金4,097万1,000円の増は、前年度繰越金を増額計上するものでございます。

次に歳出について説明をいたします。

第5款総務費2,000円の増は、社会保険料の増でございます。

第10款保険給付費928万円の増は、各保険給付費等の実績見込みにより増額するものであります。内訳といたしましては、一般被保険者につきましては、増額、退職被保険者につきましては減額、出産育児一時金につきましては減額をそれぞれ実績見込みといたしております。

第35款共同事業拠出金5,148万9,000円の増は、高額医療費及び保険財政共同安定化事業への拠出金の実績見込みにより増額するものでございます。

第40款保健事業費920万7,000円の減は、特定健康診査等事業委託料の減及び疾病予防費の増額であります。

第45款基金積立金83万円の減は預金利息の減であります。

第55款諸支出金を469万2,000円の増とし、直営診療施設に係る特別調整交付金を、国民健康保険診療所特別会計へ繰出しするものであります。

第90款予備費を187万5,000円減額いたしまして歳入歳出の調整を図ってい

るところでございます。以上で議案第55号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第56号 平成21年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

本案は、主に診療収入の見込み減と特別交付税措置に伴う繰入金を増額を計上するものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ829万円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ4億4,678万6,000円とするものでございます。

はじめに、歳入から説明をいたします。

第5款診療収入は、収入見込み額を精査したことで3,580万円の減額となり、第10款サービス収入は、訪問リハビリの件数が増えたことで200万円を増額、第15款使用料及び手数料は、人間ドックの新規受け入れや新型インフルエンザの影響で予防接種件数が増加したことなどで722万円を増額するものでございます。

第30款繰入金は、大山診療所の入院病床に対する特別交付税措置及びへき地診療所の運営経費を補填するための特別調整交付金1,884万円を増額をいたしております。

第40款諸収入につきましては、見込み減により55万円を減額するものであります。次に歳出につきまして説明をいたします。

第5款総務費444万1,000円の減額は、鳥大医学部からの派遣医師の謝礼金の不用額及び維持管理経費の節減などであります。

第10款医業費328万4,000円の減額は、主に臨床検査委託業務の見込み減と医療機器借上料などの不用額であります。

第15款公債費56万5,000円の減額は、公債費借入額の確定による不用額であります。以上で議案第56号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第57号 平成21年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,029万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,190万3,000円とするものであります。

歳入からご説明申し上げます。

第5款保険料424万6,000円の減は、実績見込みよる減額でございます。

第20款繰入金604万5,000円の減は、一般会計からの繰り入れで、保険基盤安定繰入金、共通事務費繰入金の減額によるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

第5款総務費8万円の減は、賦課徴収費の減によるものであります。

第10款後期高齢者医療納付金1,037万4,000円の減は、広域連合から示された納付金の減額によるものでございます。

第15款諸支出金16万3,000円の増は、保険料還付金の増額でございます。以上で議案第57号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案58号 平成21年度大山町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ975万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億5,136万円9,000円とするものでございます。

歳入から説明をいたします。

この補正予算の主なものは、本年度中の保険給付費及び地域支援事業費等の実績見込みにより予算額に過不足が生じるため、補正するものでございます。

第5款保険料12万円の増は、保険給付費の増額に伴い保険料負担分を増額し、過年度分普通徴収保険料を実績見込により減額したものでございます。

第15款国庫支出金3万1,000円の減は、保険給付費の増額に伴う国庫負担金、調整交付金の増や包括的支援事業・任意事業交付金の増額によるものと介護予防事業費の減額に伴うものでございます。

第20款支払基金交付金125万9,000円の減は、主に地域支援事業費の減額によるものでございます。

第25款県支出金3万9,000円の増は、保険給付費・地域支援事業費の増により県負担金の増額と介護予防事業交付金の減額によるものでございます。

第30款繰入金862万1,000円の減は、保険給付費の増額に伴う町負担分を増額し、実績見込みによります職員給与費、地域支援事業費を減額したことによるものでございます。

第40款諸収入3,000円の減は、運動指導事業の利用者負担金の減額によるものでございます。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第5款総務費82万2,000円の減は、一般管理費の職員手当、認定審査会負担金を実績見込みにより減額したものでございます。

第10款保険給付費193万円の増は、実績見込みにより居宅介護サービス給付費、高額介護サービス費、介護予防サービス給付費、介護予防サービス計画給付費を減額をいたし、施設居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、地域密着型サービス給付費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料、介護予防サービスの地域密着型介護サービス費を増額するものであります。

第15款地域支援事業費1,160万6,000円の減は、介護予防特定高齢者及び一般高齢者施策事業費、包括支援事業・任意事業費を減額するものであります。

第90款予備費74万3,000円の増は、歳入歳出予算の調整に伴うものであります。以上で議案第58号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第59号 平成21年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明をいたします。

本案の主な補正内容は、消費税額の確定により他会計繰入金を減額するものでございます。

既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,225万円を減額して、歳入歳出それぞれ5億2,971万6,000円とするものでございます。

補正内容につきまして歳入からご説明をいたします。

第5款分担金及び負担金の115万円の減額は加入実績によるものでございます。

第10款使用料及び手数料250万円の増額は、主に飯戸坊領処理区・光徳処理区の加入増にともなう使用料の増額であります。

第25款繰入金の1,389万9,000円の減額は歳出の減額にともない減じるものでございます。

第35款諸収入の29万9,000円の増額は自然災害保険金であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第5款事業費の1,198万5,000円の減額は、消費税額の確定によります減額850万円、施設管理費の委託料等が確定をし348万5,000円を減じたものでございます。

第10款公債費の26万5,000円の減額は、企業債を低利率の起債に借換えたことにともない、償還金利子を減額するものでございます。これで議案第59号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第60号 平成21年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

本案の主な補正内容は、歳出の減にともない他会計繰入金を減額するものでございます。

既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,814万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億2,647万9,000円とするものでございます。

補正内容につきまして歳入から説明をいたします。

第5款分担金及び負担金の410万2,000円の増額は加入実績により増額いたしましたものでございます。

第10款使用料及び手数料の50万円の減額は、大山処理区の使用料減が主なものであります。

第20款繰入金2,022万9,000円の減は歳出予算減額にともない一般会計繰入金を減額するものでございます。

第30款諸収入の131万5,000円の減額は、物件移転補償費の減額でございます。

第35款町債20万円の減は、加入率向上により資本平準化債が減額となったものでございます。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第5款事業費の1,790万2,000円の減額は、消費税の確定にともない580万円の減、そのほか管理委託契約額確定によります減、認可変更業務委託料等の減額によるものでございます。

第10款公債費の24万円の減額は起債の借換えにともない利子を減じるものでございます。これで議案60号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第61号 平成21年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ95万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8,076万9,000円とするものであります。

補正内容につきまして歳入からご説明をいたします。

第15款繰入金では一般会計繰入金195万5,000円の減額、第25款諸収入で売電収入100万円の増額は、稼動実績によるものでございます。

次に歳出につきまして説明いたします。

第5款総務費95万5,000円の減額の主な理由は、1月のコンバータエラーによる風車停止対する修繕料14万5,000円の増額と実績による保守点検業務委託料95万円の減額でございます。以上で議案第61号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第62号 平成21年度大山町温泉事業特別会計補正予算(第4号)につきまして、提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,468万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,672万9,000円とするものでございます。

第1表を歳入から説明をいたします。

第10款繰入金は1,468万2,000円の減額であります。

次に歳出につきまして説明いたします。

第5款温泉館費1,468万2,000円の減額の主なものは、委託料22万1,000円、工事請負費1,358万5,000円、備品購入費87万6,000円で、請負減によるものでございます。

次に第2表「繰越明許費」でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費を定めております。

これは、温泉給湯施設3期工事では特殊な機器を使用するため、制作に不測の日数を要し、工期を5月まで延期せざるを得なくなったところでございます。ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。これで、議案第62号の提案理由の説明を終わります。

ます。

続きまして議案第63号 平成21年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額7,954万3,000円に歳入歳出それぞれ807万3,000円を減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,147万円とするものでございます。

歳入から説明を申し上げます。

第5款財産収入504万6,000円の増額は、土地売却収入でございます。当初5区画の売却を見込み予算計上いたしておりましたが、現時点で6区画の売却ができ、1区画分を増額させていただくものでございます。

第10款繰入金834万円の減額は、一般会計からの繰入金でございます。

第15款繰越金477万9,000円の減額は前年度繰越金でございます。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第5款宅地造成事業費807万3,000円の減額は、防災調整池の土砂撤去など施設維持管理委託料とナスパルタウン公園整備工事費の減額であります。以上で議案第63号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第64号 平成21年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明をいたします。

本案は、高規格道路工事によるケーブル移転工事等に伴い、所要の増減を行い、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ210万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,120万4,000円とするものであります。

補正内容につきまして第1表を歳入からご説明いたします。

第5款分担金及び負担金9万円の減額は、新規加入者の引込工事の実績に合わせて、その負担金を減額するものであります。

第15款財産収入31万2,000円の減額は、貸付料の算定基礎となります多チャンネル加入者数が確定したことによりますIRU貸付収入額の確定によるものでございます。

第20款繰入金235万円6,000円の減額は、人件費と施設管理費の減額によるものでございます。

第30款諸収入65万8,000円の増額は、加入金収入等の増額によるものでございます。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第5款総務費210万円の減額は、給与改定等による人件費51万1,000円の減額、入札減等による委託費236万6,000円の減額、センター電気代の実績に合わせた減額と修繕料の増額等による需用費6,000円の減額、保険料の再算定による役

務費 45万5,000円の増額、ケーブル移転工事の増額が31万7,000円でございます。

次に第2表「繰越明許費」でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、山陰道函渠管路共同工事委託料を計上いたしております。以上で議案第64号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第65号 平成21年度大山町水道事業会計補正予算（第5号）につきまして提案理由の説明をいたします。

本案の主な補正内容は、制度改正にともない収益的収入及び支出の営業費用を減額するものでございます。

補正内容につきまして説明をいたします。

収益的収入及び支出の収入第1款水道事業収益24万円の増額は、企業債借換えに伴い他会計から利子補助を受けたものでございます。

支出第1款水道事業費用434万7,000円の減額は、制度改正に伴い減額となった職員の給与費325万5,000円と低利な資金に借換えた企業債利子109万2,000円を減額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入第1款資本的収入9万4,000円の増額は、企業債元金補助額の確定によるものでございます。これで、議案第65号の提案理由の説明を終わります。

議案第66号 平成21年度大山町索道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

本案は、大山スキー場管理組合負担金の確定や町営中の原スキー場で使用しておりますライトバンと軽トラックが老朽化により故障し、修理に多額の経費がかかることが分かりましたので除却するものであります。

収益的支出の第1款索道事業費用の377万8,000円の減額の内訳は、営業費用の目4一般管理費で管理組合負担金400万円の減と、目6資産減耗費で自動車除却による固定資産除却費22万2,000円の増額によるもので、収益的支出合計を2億1,695万3,000円とするものでございます。以上で議案第66号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

日程第55 議案第67号

○議長（野口俊明君） 日程第55、議案第67号 大山町長等の給料の特例に関する条例の制定についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 上程いただきました議案第67号 大山町町長等の給与の特例

に関する条例の制定についてでございます。提案理由のご説明をいたします。

このたび、ごみ袋販売代金紛失事件が起きるといふ今回の不祥事につきまして、担当部署における職員の公金を扱う上での意識の低さ、管理体制の甘さや不徹底、また、事件発覚後の不適切な対応につきまして、関係職員の処分を行っております。

なお、町長といたしまして事件後対応が迅速に行われず、町民の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことに対し、職員の処分だけではなく、私と副町長につきましても、自ら責任をとり給料の減額を行いたいと考えます。

職員の処分につきましては条例、懲戒処分の基準などに基づき分限処分及び懲戒処分審査委員会で処分内容を検討し、その報告結果をもとに処分内容を決定をいたしておりますけれども、私どもにつきましてはそのような審査委員会がありませんので、法律、条例、その他の自治体の例などを参考に、幹部職員のアドバイスも参考にしながら今回の処分の内容を決定させていただきました。

今回の事案の重大さを考慮し、町のトップであります私につきましては給与の10分の2の減額、副町長につきましては10分の1を減額することといたしております。

なお、今回の提案が3月の途中となりますので、減給の対象となる月は、4月といたしております。

尚、施行の日は、交付の日といたしております。以上で議案67号の提案理由の説明を終わります。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

散会報告

○議長（野口俊明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次会は、明日、5日に会議を開きますので、定刻の9時30分までに本議場に集合してください。本日はこれで散会します。

午後4時 散会